

議長／ただいまから令和7年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

初めに、22番桜井ただし議員。

桜井議員／質問に入る前に、昨年から日本海側で続く大雪による被害や岩手県大船渡市をはじめとする山火事が相次ぎ、日本国中で異常気象による災害が起きています。

一日も早い収束と復旧、復興がかなうよう、祈りたいと思います。

火災の鎮火には、夜を徹してあたっている消防をはじめ、関係者の方々には心からお礼を申し上げたいと思います。

また、樋口区長には、2期目のスタートに当たり、これからも区民の声をしっかりと区政に反映していただくことを期待して質問に入りたいと思います。

それでは質問をいたします。

令和7年第1回定例会において、自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

今回はインバウンドと本区の民泊施策について、そして、松本訓導の勇敢でそして献身的な行動と本区の対応についての2点について質問をいたします。

日本政府観光局の調べでは、令和6年の年間訪日外国人数は3686万9900人で、対前年47.1%の増となっています。

コロナ禍の前の2019年と比べても15.6%の増となり、過去最高が続いています。

今年に入っても、1月は378万1200人で、単月の最高を記録しました。

本区を訪れる外国人も宿泊をされる方、スルーをされて次の訪問場所に移られる方など様々ですが、日本政府観光局によると、観光客は東京、大阪、京都などの都市部に集中しており、この3都市圏に約7割が集中し、中でも千代田区、新宿区、渋谷区は特に人気になっているそうであります。

以前に比べて間違いなく旅行者の数は増えていると感じます。

そのような報告の中、区内のあちこちで大きなバッグを引いて歩いている外国人旅行者を多く見かけます。

千代田区は日本を代表する大きなホテルもあり、利用される方も多いのだらうと思いますが、これだけ観光客が多いと、さて、どこに泊まっているのだらうかと不思議に思うことがあります。

まず、ここで質問します。

本区における訪日観光客の実態については、区としてどのように捉えているのでしょうか、お伺いをいたします。

平成30年6月に施行された住宅宿泊事業法は通称、民泊新法とも呼ばれ、特に社会的にも関心の高かった民泊に関する条例として定めています。

7年前にこの条例を定めるときにも、本区では区民の声をしっかりと受け止め、様々な心配がないよう本区の特性に配慮した区独自のルールを規定したことを覚えています。

また、民泊は、定める運営方法によって3つに分類し、ホームステイと同様な家主居住型、管理者常駐型、そして、管理者駆けつけ型を定めており、管理者が不在で直ちに駆けつけることができないような民泊、ここで言う、色がついているところですが、管理者駆けつけ型については霞ヶ関などの住宅の少ない地域を除いて千代田区全域で民泊を認めないとする他区にはない厳しい規制となっています。

このような厳しい規制の中、民泊を利用されていた方はなかなか確認をすることができませんでした。大声を出したり、ごみ出しの不徹底や、部屋に大勢の外国人が寝泊まりするなどの心配が寄せられています。

夜遅くに女性1人で歩いて帰ることが怖いなどのセキュリティーの面からも心配です。

また、地域では空きビルが多くなっていて、オフィスビルの一室を活用して民泊を行うケースに心配が寄せられています。

ここで質問します。

本区における民泊施設は直近で何件ほどあるのでしょうか。

また、そのうち、違法民泊に当たるものは何件ぐらいあるのでしょうか。

そして、どのような指導をされているのでしょうか。

お答えください。

また、事務事業概要には、苦情、調査、指導件数が挙げられていますが、どのような内容が寄せられているのでしょうか。

お聞かせください。

外国人観光客が多くなることに、もちろん反対はいたしません。

ルールを守っていただいて、千代田区の魅力を存分に楽しんでいただくとともに、私たちもおもてなしの心を大切に、日本人として接することができることを大切にしたいと思えます。

次に、松本訓導の勇敢で献身的な行動と本区の対応について質問をしたいと思います。

正確には、松本虎雄訓導。

訓導とは、旧制小学校の正規の教員を意味する言葉です。

これから紹介する話を知っている方は数少ないと思いますが、区内ではどれだけの方が知っているのでしょうか。

今から106年前、大正8年、東京府麹町区の永田町小学校の全校児童が遠足で井之頭公園に伺った際に、1人の児童が足を滑らせて、脇を流れる玉川上水に落ちてしまいました。

これは玉川上水にかかる橋です。

これが現在の玉川上水です。

これを見た松本訓導、松本虎雄訓導は、自分の命に代えて助けようとしたのですが、結果、力尽きて、若くして33歳で命を落としました。

御遺体は翌日、出てきたそうであります。

この勇敢で献身的な行動は全国に知らされ、多くの同情と感動を呼び、新聞や映画になる

ほどの評判で、その後、井之頭公園内の玉川上水が流れる近くに、千代田区の有志によって記念碑が建てられています。

この真ん中のところが石碑ですね。

この橋は万助橋といい、玉川上水に架かる橋です。

太宰治が入水自殺をしたのもこの近くであります。

私がここを訪ねた際にも、次々に石碑を訪れる方がいて、説明板も読んでいました。

これが説明板です。

この地域での関心の高さを感じました。

私も、井之頭に住む伯父の家に伺った際に、昔、この玉川上水の万助橋という橋の付近で千代田区の子供が事故に遭って引率していた先生が亡くなられたことを聞かされました。

もちろん、私の伯父は、麴町小学校の卒業生です。

ここで質問します。

まずは、区として、この件についての把握はどのようにされてきたのでしょうか。

お答えください。

私がなぜ、議場でこのことを述べることになったかについては、理由があります。

平成15年2月12日、元四番町の町会長であられた三田昇さんから、私の父宛てに1通の手紙を頂きました。

この手紙です。

その中には、若くして殉死された旧永田町小学校の松本虎雄訓導についての記事が入っていました。

その後、三田さんからは、お会いするたびに何とか松本訓導の献身的な行動を後々にまで伝え継がれるようにしてもらえないだろうかと頼まれました。

今では三田さんは亡くなりましたが、長い間私の胸につかえていたこの約束を果たすときが来たと思い、私の反省も含めて、今回質問することにしました。

この石碑は、武蔵野市の観光協力団体である三鷹ナビのホームページに掲載され、今も写真入りで紹介をされています。

三鷹ナビは武蔵野市、商工会議所、商店街連合会、開発公社、JA東京むさしのなどの観光関連団体の協力の下、設立され、武蔵野市観光機構のホームページの中で取り上げ、松本訓導の功績をたたえ続けています。

また、吉祥寺駅近くの吉祥寺図書館には、松本訓導関連の本が蔵書されています。

5年前、武蔵野市と三鷹市の観光協会が後援して講座を開き、松本訓導の功績をたたえ、紹介しました。

これがそのときのポスターです。

このことを武蔵野市が後世に大切に伝え継ごうとしていることに私は千代田区民として大いに称賛し、敬意を表したいと思いました。

石碑は、当時の千代田区の有志によって建てられました。

碑文を書いたのは、当時の文部大臣、中橋徳五郎氏であります。

それに書家の岡田起作、石工の井亀泉という名人が手がけた優秀な作品です。

除幕式には中橋徳五郎文部大臣をはじめ、床次内務大臣、阿部知事、田尻市長、ほか、大変なお歴々が参加し行われました。

このように、この地が武蔵野市であって、本区の文化財要件に当たらないのかもしれませんが、石碑としての価値も歴史的な価値も認められる中、千代田区としても文化財、または文化財相当としての扱いをしてもよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

武蔵野市がこの件をこの権を大切に扱っていただいていることを考えると本区でも相応の扱いがあってもよいのではと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、松本訓導の我が身の危険を省みず勇敢で献身的な行動は教師の鏡ともいえるもので、これからも千代田区の子供たちにも伝え続けられるべきだと考えます。

小学校の道徳の時間を使って紹介するもよし、遠足で現地を訪ねることもよし、ぜひ伝え継いでほしいと願いますがいかがでしょうか。

見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点について質問をいたしました。

明快な御答弁を期待し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／桜井議員の御質問のうち、民泊施設に関する御質問についてお答えいたします。

まず、区内の民泊施設数についてですが、住宅宿泊事業法に基づく届出施設数は、令和7年1月末現在で28施設となっております。

違法民泊については、全数の把握は困難な状況ですが、近隣に居住されている区民の方に情報をいただくことが、施設の把握につながっております。

違法民泊が疑われる施設に関する苦情や相談については、今年度は1月末までに11件あり、延べ62回調査しております。

また、苦情・相談の内容としては、マンション内で騒いでいる、深夜早朝のドアの開閉音がうるさい、ごみ出しルールが守られないなどが多くなっております。

相談や情報が寄せられた場合には、届出等の状況を確認した上で、現地調査や利用者へのインタビューなども実施し、実態の把握に努めております。

施設が違法民泊であると確認できた場合は、運営事業者への指導を行っており、6施設について営業を中止させました。

区では引き続き、区民の皆様の御協力をいただきながら、民泊と違法民泊施設の実態把握に努め、関係部署とも協力して安全・安心な住環境の維持に取り組んでまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／桜井議員の訪日観光客の実態に関する御質問にお答えいたします。

東京都が実施するモバイルデータを活用した訪都旅行者動態調査によりますと、令和5年中に区内訪日観光客は、約583万人で、このうち宿泊者は約170万人となっており、コロナ禍前の水準を上回っているものと認識しております。

訪日観光客の増加は、地域経済の活性化や地域の魅力の再発見、国際交流促進に寄与する一方で、交通機関や観光地の混雑、生活習慣や文化等の違いによるごみのポイ捨てや路上喫煙など、ルールやマナーの違反が増加しております。

本区におきましても、秋葉原など問題が顕在化しており、今後の観光・生活環境施策、まちづくりなど、様々な観点から解決に向けて取り組む必要があるものと認識しております。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／桜井議員の松本訓導に関する御質問にお答えいたします。

最初に、区としての把握についてですが、区では当然、松本訓導のこの勇敢な行動については把握しております。

昭和55年刊行の「千代田区教育百年史（別巻）」の永田町小学校のページの中で、「ああ、松本訓導」として詳細を記述しているほか、区で収蔵している永田町尋常小学校の学校関連資料の中にも本件を伝える刊行物や冊子があります。

次に、文化財としての取扱いについてですが、石碑等について歴史的な価値を認めた場合に区の有形文化財と指定することは可能ですが、千代田区内に所在のあることが指定要件となっていることから、当該記念碑を区の文化財として指定することは困難です。

他方、石碑がある武蔵野市や、国や都での文化財指定の可能性について、区としてどんなことができるのかも含め確認してまいります。

最後に、子供たちへ伝え続けていくことについてですが、今後、日比谷カレッジの講座等で取り上げることや、教育部門とも連携し、松本虎雄訓導の功績を永く子供たちに伝え続けていくための取組を幅広く検討してまいります。

議長／次に、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／日本共産党の牛尾こうじろうです。

最初に、岩手県大船渡市での大規模な山林火災で被害に遭われて皆さん、そして、不自由な避難生活を送られている皆さんにお見舞いを申し上げます。

それでは一般質問を行います。

最初に中高生の遊び場や居場所づくりについてです。

日本も批准している国連・子どもの権利条約の第31条には、遊びは全ての子供が持つ権利と位置づけられ、締約国に対し、その環境を整えることを求めています。

遊ぶ環境の整備は、国だけではなく、地方自治体にも求められているのではないのでしょうか。

そうした立場から幾つか質問を行います。

まず、キャッチボールなど球技が行える場所の設置についてです。

区が2022年に行った公園・児童遊園・広場に関するアンケート調査では、家や学校に近い公園にほしいものの問いに対し、球技が可能な運動施設との回答が、小学生低学年や中学生では2位、小学生高学年では1位と、球技ができる設備を望む声が多いことが分かります。

私たちにも、公園では軟らかいボールしか使えない、キャッチボールなどができる広場を絶対につくってほしいなどの声が寄せられています。

しかし、昨年の第4回定例区議会でも示しましたが、千代田区にはキャッチボールができる広場がありません。

まず、お聞きしますが、現在作成中の千代田区公園づくり基本方針は、アンケートの回答も参考にしていると思いますが、方針では球技ができる施設づくりはどのように位置づけられているのでしょうか。

お答えください。

2月18日の文教福祉委員会で、区は、旧九段中学校を新たな遊び場として活用することを明らかにしました。

新たな遊び場では、キャッチボールや球技等への拡大を検討するとしています。

この取組は歓迎するものですが、これまで、区が設置した遊び場事業は時間や期間が限定されているものばかりです。

そこでお聞きしますが、旧九段中を活用した遊び場は今後、恒常的に使えるものになるのでしょうか。

また、球技などができるようにすることについての課題は何ですか。

お答えください。

さて、同委員会では、旧九段中を遊び場にすると同時に、衆議院宿舎跡地を活用したふじみこどもひろばについて、乳幼児広場は利用を継続するものの、これまで子供たちがサッカーやキャッチボールで利用していた子ども広場については、旧九段の遊び場が使えないときや利用者が満杯になった際に必要に応じて活用するとしています。

しかし、活用する基準は曖昧で、このままではこども広場は事実上の閉鎖になりかねません。

この問題で、ふじみこどもひろばを子供のサッカーなどで利用していた子育て世代の方が、

区内の子育て世代の方など110人からインターネットで、開放の継続についてアンケートを行っております。

今回、アンケートを行った方に許可を得ましたので御紹介いたしますが、アンケートに答えた全ての方が開放継続を望んでおります。

その理由として、「ふじみ広場は思いっきり走り回れる大切な広場」、「広場が失われると自由に遊ぶ時間が失われてしまい、人格形成に影響を与える」など、数多くの声が寄せられております。

アンケートを行った方は、ふじみこども広場は、子どもが遊ぶ場だけでなく、子どもの遊びを通じて、親同士が交流や相談ができ、小さいながらも子育て世代のコミュニティーをつくる場にもなっていたと述べております。

そして、そうした場が突然なくなる、場所が頻繁に変わると親同士の交流の場もなくなっていくと切実な声を述べておりました。

旧九段中を遊び場として開放することは歓迎しますが、それによって、ふじみこどもひろばを事実上閉鎖する理由はないのではないのでしょうか。

そこで、ふじみこどもひろばは必要などの活用ではなく、例えば、中高生専用にする、球技専用にするなど、これまでと同様に使えるようにするべきではないのでしょうか。

御答弁をお願いいたします。

区がこの間増やしている遊び場はいずれも、期間や時間が限定されています。

もちろん、遊び場を増やすことを否定するものではありませんが、こうした方法で遊ぶ場所が欲しいと願う子育て世代や子供たちの思いに応えることができるでしょうか。

昨年、10月4日の公共施設調査・整備特別委員会で、区内の中学生と思われる方から提出された「中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書」の審査が行われ、審査結果は、「遊び場については、新しく場所を求めるのか、既存のところでやり方を変えるのか、いろいろ、区としてもこれから検討していく」ということでまとまっております。

区は、場所の確保が困難ということで、恒常的な遊びができる場所の設置に踏み出せないでいます。

しかし、周辺区ではキャッチボールができる場所などを設置をしているわけです。

そこで、神田・麹町に少なくとも1か所、キャッチボール、バスケなど、ボールが使える専用の場所を設置を目指していただきたいのですが、いかがでしょうか。

さて、どのようにして子供の遊び場やボール投げができる広場をつくっていけばいいのでしょうか。

他区では、公園などでのスポーツコーナーの設置目標を持つなど、目標を持って取り組んでおります。

また、港区では、遊び場の設置をまちづくりの一環として、遊び場整備の所管をまちづくりの部署が担っております。

千代田区は、遊び場づくりは子ども部、公園の整備は道路公園と、所管が分かれておりま

す。

恒常的に遊べる場や、球技ができる場所の設置をまちづくりの一環として、まちづくりの部署の担当にする、もしくは、こども部、環境まちづくり部が共同して進めるなど、遊び場や公園整備を強力に進める体制を求めます。

御答弁をお願いします。

次に、中高生の居場所づくりについて質問をいたします。

2022年、こども家庭庁が行った子供や30歳ぐらいまでの若者、およそ2000人に聞いたアンケートでは、「家や学校以外に居場所が欲しい」と回答した数は7割以上に上り、このうちの4人に1人がそうした居場所が「ない」と回答しております。

多くの中高生が自分の居場所を求めていることが分かります。

先日、文京区にある中高生向け施設b-1abを見学いたしました。

この施設は、中高生に新しい放課後の居場所をつくることを目的に設置をされております。

施設では、中高生が勉強やスポーツ、ダンス、料理など、幅広い活動ができます。

また、静かに過ごせたり、昼寝もできるスペースもあるということです。

b-1abは、区民の中高生の居場所に関する要望とともに、文京区青少年の居場所検討部会の中高生の多様なエネルギーを受け止める場や機会が必要との提言を受け、設置が進みました。

一方、千代田区での中高生の居場所はどうでしょうか。

千代田区では、児童館の1室を中高生タイムとして開放していますが、開放時間は1時間か2時間、児童館の一室では狭すぎますし、先日、訪ねた児童館では中高生の利用は1日平均で3人から4人とのことでした。

また、私も区役所の1階ホールで暗い中で勉強している中高生を見ますが、中高生の皆さんが安心できるとともに心置きなく勉強できたり、友達と話せたり、運動できる施設が必要だと思えます。

文京区のような施設の整備は、場所もお金もかかり、議論も必要です。

そこで、中高生専用の居場所を、例えば、学校の建て替えを機に専用スペースを設ける、今ある区の施設で利用度が低い部屋などを中高生専用開放するなど、中高生が集える場所を区内でもつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、子どもの国民健康保険料の軽減について質問します。

区の予算案では、4月からの国民健康保険料は1人当たり1万142円、またもや引き上げとなっております。

区は、先日、文教福祉委員会で、国保料の値上げの理由として、東京都が2030年までに国保料の東京都での統一保険料にしていくことに合わせ、千代田区の国保料を23区の統一保険料に合わせるとしています。

ただ、今回は法定外繰入を行い、保険料の上昇率を抑えたとしています。

そこでお聞きしますけれども、東京都での統一保険料に向けた中でも、法定外繰入は継続

して行えるでしょうか。

今後も継続することを求めますが、いかがでしょうか。

東京都での保険料統一化が進むと、保険料の増加につながってしまいます。

国保料の負担は耐え難いところまで来ております。

東京都に対し、保険料の大幅値上げにつながる統一化はやめ、区市町村に対する法定外繰入解消を強要しないよう申し入れるべきではないでしょうか。

お答えください。

さて、樋口区長は、さきの区長選の公約の一つとして、理想の人数の子供を産み、育てられる千代田区にすることを掲げ、新年度予算では中高生への手当、給付性奨学金として、中高生に対し1人1万5000円を支給することを発表しました。

理想の人数の子供を産み育てられると言いますが、国保に加入している子育て世帯はどうでしょうか。

国民健康保険には、加入者全員に均等割保険料がかかり、国保世帯では子供が1人生まれるたびに4月から6万4600円の均等割保険料の負担が自動的に増えるわけです。

理想の数の子供を産み育てられるというのならば、国保世帯についてもそうした考えで、子どもの均等割保険料を無償にすべきだと考えますがいかがでしょうか。

最後に、区の平和施策についてお聞きします。

昨年、日本被爆者団体連合協議会がノーベル平和賞を受賞したことは、被爆者と日本のみならず、世界の核廃絶を願う市民に大きな感動と勇気を与えるものになりました。

一方、唯一の戦争被爆国である日本の首相、石破茂首相は一貫して核抑止力を強調し、さきの日米首脳会談でも、アメリカの核兵器などによる拡大抑止のさらなる強化を打ち出し、被爆者の皆さんが求めている核兵器禁止条約の署名を拒否、核兵器禁止条約第3回締約国会議にも不参加など、被爆者と核廃絶を願う人たちの願いに背を向ける態度を取っております。

こうしたことに対し、千代田区も加盟する平和首長会議は、今年の1月17日と18日、第12回平和首長会議国内加盟都市会議総会を開き、千代田区の代表も参加をしております。

総会では、核兵器廃絶に向けた日本政府に対する要請文を採択しました。

その中には、日本政府に対し、核兵器廃絶のためのリーダーシップの発揮とともに、一刻も早い核兵器禁止条約への署名・批准を求めています。

今年は戦後、そして、被曝80年の節目の年、ここ千代田区では国際平和都市千代田区宣言を行って30年の節目の年です。

区の、核兵器をなくし平和な世界を築くと宣言した区の長として、樋口区長に国に対し、核兵器禁止条約の署名、批准をすることを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

また、会議では、被曝80周年の取組事項の重点事項として、加盟自治体に、全ての国に

「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名について、庁舎や公共施設等への署名コーナーの設置や、庁舎や公共施設等に常設の署名コーナーを設置し、署名の促進を図るとしております。

そこで、千代田区の庁舎内や施設でも、全ての国に「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名の設置を求めたいですが、御答弁をお願いいたします。

さて、先日、有楽町で行われた国際平和都市千代田区宣言30周年記念イベントでは、平和使節団の代表の報告やトークライブ、平和コンサートなどが行われ、イベントには若い世代の方の参加も多く、戦争体験者や平和の次世代への継承に力を入れたいという区の思いは伝わってまいりました。

一方、私はこうした平和の取組を多くの区民や区内で働き、学ぶ人たちも大きく巻き込んでいくことが必要だと思います。

そこで、今後の平和イベント、企画、取組について、広く区民や若い人たちと一緒にやっていくことへの区の考えをお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。

議長／子ども部長。

子ども部長／牛尾議員の遊び場や、中高生の居場所づくりの御質問にお答えします。

まず、旧九段中学校を活用した遊び場についてですが、今後のほかの施設の整備計画等によって、一時的に使用できないケースが生じることも想定されます。

球技などで利用する際の課題につきましては、何より利用者の安全確保が必要と認識しており、利用の曜日や時間帯などの区分け、防球ネット等の設置などにより安全性を確保してまいります。

次に、ふじみこどもひろばについてですが、乳幼児広場は引き続き活用し、子ども広場についてはこれまでの利用実績などを勘案し、近隣に新たな遊び場（旧九段中学校）を確保して利用日を土日だけでなく平日にまで拡大することにより対応してまいります。

次に、キャッチボール、バスケットボールなどボールが使える専用場所の設置についてですが、新たに旧九段中学校で、曜日や時間帯を指定して球技等で利用できるようにするほか、学校施設の開放拡大について協議していく中で、実施の可否について検討してまいります。

また、環境まちづくり部においても、新たに球技等ができる場所の整備について現在検討しております。

次に、遊び場などの整備を進める体制についてでございますが、庁内で関係課長級の調整を開始し、遊び場等に関する情報を共有して重複や類似した事業を洗い出すとともに、これらを整理して一元化するための取組を進めております。

引き続き、関係所管が連携しながら、遊び場等の整備・検討を一体的に進めてまいります。

最後に、中高生の居場所づくりについてですが、現在、5か所の児童館で中高生の専用時間があるほか、Wi-Fi環境の整備や、スポーツ、音楽、演劇などの活動を支援しております。

議員御指摘の中高生専用の居場所づくりには、施設などの場の確保だけでなく、見守りや支援等の人的体制の確保など、様々な課題がございます。

このため、各児童館での中高生向けの取組を、連携などによって効果的・効率的に実施できないかなどについて検討します。

また、遊び場事業の中で場所や曜日、時間帯を区切って中高生専用の利用ができるよう、現在、準備を進めております。

さらに、令和9年度に移転を予定している四番町児童館において中高生タイムが実施できるよう着実に取り組むなど、今後とも中高生の居場所づくりの充実に努めてまいります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／牛尾議員の国民健康保険料についての御質問にお答えいたします。

まず、法定外繰入についてでございます。

令和7年度国民健康保険事業会計予算におきましては、保険料だけでは事業費納付金額を賄い切れないことから、やむを得ず一般会計からの繰入れはせざるを得ないと予定しているところでございますが、令和8年度以降につきましては現時点では未定でございます。

なお、令和6年2月に改定されました東京都国民健康保険運営方針では、東京都全体として令和6年度から11年度にかけて、一般会計からの法定外繰入を早期に削減・解消することを目標とし、令和12年度に納付金ベースでの保険料統一を達成するとしております。本区におきましても、この方針に従って段階的に移行し、持続可能な国民健康保険事業の運営を目指し、取り組むべきと認識しております。

次に、子どもの均等割り保険料の無償化についてでございます。

国民健康保険制度は、被保険者全体の相互扶助で支えることを基本としており、特定の対象者に画一的な基準で減免することは難しいものと考えております。

なお、子育て支援策につきましては、区政におきましては、総合的に執り行うものと認識しております。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／牛尾議員の平和施策に関する御質問にお答えいたします。

まず、核兵器禁止条約への署名を国へ求めることについてですが、条約の批准については国が判断することであると認識しております。

本区としては、国際平和都市千代田区宣言に基づき、核兵器のない世界、そして世界の恒

久平和に向け行動してまいります。

次に、署名の設置についてですが、これも同様に、署名という方法ではなく、平和都市宣言に基づく平和使節団の派遣や平和イベントなどによる草の根の取組・行動を区民の皆さんと一体となり進めることが、核兵器のない平和な世界の実現につながるものと考えております。

最後に、イベントの企画取り組みについてですが、戦後80年、戦争体験者の平均年齢が85歳を超える今日、若い世代が戦争の記憶を直接継承できる最後の世代となります。

先日の平和都市宣言30周年記念イベントをはじめとした平和啓発事業では、区民、特に若い世代に参加していただいております、区では引き続き、若い世代に訴求することを主眼とし、区民や若い人たちと一緒に平和事業を開催してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／牛尾議員の千代田区公園づくり基本方針における球技ができる施設づくりの位置づけについてお答えします。

これまで公園では、球技、いわゆるボール遊びについては原則禁止としておりました。

一方、新たな基本方針では、特定の利用者を対象とした具体的なニーズに応えることも区民の満足度の向上につながると考え、柔軟な活用方法も検討することとしています。

その一つとして、一部公園での時間を区切ったボール遊びなどを開始しております。

こうした方針の下、今後も区民と手を携えて、公園がより魅力的な場所になることを目指してまいります。

議長／牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／再質問させていただきます。

まず、ふじみこどもひろばについてですけれども、利用実績といいます。

確かに利用が少ないということも言われておりますけれども、そこをね、利用していた子育て世代や子どもたちにとっては切実な問題です。

ぜひね、いま一度、引き続き子どもたちのためにね、開いていくということを検討していただけないかということです。

あと、国保についてですけれども、特定の方々を支援するのはどうかと。

国保の中で見ればそうかもしれませんけれど、同じ子どもたち、医療費窓口負担無料ですけれども、国保世帯だけ子どもたちに保険料がかかるわけですよ。

この子どもたちへの支援といいますけど、その差をね、ぜひね、考えていただきたいと。

自治体によってはね、均等で支援しているところもありますから、ぜひね、御検討お願いしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

子ども部長／牛尾議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁とかぶる部分もございますが、これまでのふじみこどもひろばの使われ方で、すね、利用実績、それとコストなどを勘案するとともに、この近隣にやはり同等かそれ以上の開設時間を確保した旧九段中学校の施設を開くと。

その施設につきましては、校庭だけでなく、暑い時期の体育館、雨のときにも使えるような施設という意味で確保するというので、一部拡大をしているということもございます。

したがって、その対応、拡大していくという対応については、理解をいただきたいということもございます。

今後ともですね、可能な限りその遊び場の確保については努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／牛尾議員の国民健康保険料に関する再質問にお答え申し上げます。

現行の国民健康保険制度におきましても、所得水準に応じまして均等割保険料を最大7割軽減する措置及び令和4年4月からは未就学児の保険料を2分の1に軽減する措置がなされておりますため、所得の低い世帯の子どもにつきましては、現状におきましても最大8.5割の軽減が既になされておりますことは勘案する必要があると考えております。

なお、子育て支援施策につきましては、国民健康保険という限られた枠の中で考えるべきではなく、区政全体の中で総合的に執り行うものと認識をしております。

議長／次に、20番林則行議員。

林議員／令和7年第1回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党として一般質問いたします。

千代田区は昭和、平成の時代、人口減により自治体消滅の危機でした。

人口は4万人を割り込み、全ての区政政策は、定住人口5万人回復に向けて加藤清政区長、木村茂区長は、命がけで取り組んでまいりました。

東京都制におきましても、東京都議会議員選挙選挙区がかつて定数2名の千代田区でしたが、定数1名となり、さらに多くの（？）危機に直面し、特例選挙区にして定数を維持するなど、区民が一体となり千代田を守ってまいりました。

また、公共施設適正配置構想では、小学校の区立学校の再編など、意見の相違を乗り越え、住み続けられるまち千代田区に向けて区政を進めてまいりました。

平成13年から人口が回復し、定住人口5万人を超え、そして今8万人都市千代田区を見据えた区政運営が求められております。

千代田区を必死に守ってこられた先人たちの思いを忘れることなく、未来への責任を果たしていかなければなりません。

初めに、令和7年度予算について質問いたします。

千代田区では区のあらまし、予算案の概要を毎年、財政課の皆さんが中心となり作成をしております。

第3次基本構想、基本計画が示され、中期財政計画として推進プログラムが毎年度予算との関係を明示し、財政運営の指針もかつてはありました。

予算審議では、中期計画との整合性、会計年度独立の原則と単年度予算概要を照らし合わせなければなりません。

予算審議の着眼点として、議会が最も大切にしなければならない点は、予算は基本構想に合致したものであるかです。

予算は1年度間の収入・支出の見積りであるが、後年度に影響するところも大きいので、長期的な視点に立っての是非を判断することが必要で、そのために、策定されている基本構想に合致するものであるか否かについて検討しなければならないと全国町村議員会議長の議員必携に記載されています。

そこで、過去最大予算となった要因について3点お尋ねをいたします。

主要事業とその他の事業の割合。

経常的経費で人口増による予算増は幾らなのか。

投資的経費の増額は、物価高により前年度比で何%増額しているか。

次に、各部による分野別計画はあるものの、第4次基本構想に中期計画がないので、複数年度の視点を記載しております。

同じ事業の複数年度の視点が毎年変更するならば、予算審査の基準となる複数年度の視点が毎年変わってしまい、そうすると、刹那的な視点による予算審査となってしまいます。

以上を踏まえて、複数年度の視点について3点お尋ねをいたします。

令和6年度予算概要にある取組内容（複数年度の視点）と令和7年度の複数年度の視点が合致する項目は幾つあるのか。

複数年度の視点の記載変更の基準があればお示してください。

そして、改めて、複数年度の視点の定義とは何かをお示してください。

次に、令和7年度予算案の未来を開き区民生活の安心と幸せにつなげる予算で、千代田区独自施策は幾つあるかについてです。

以前は、予算（案）の概要に、新規施策、拡充施策のほかに独自施策と明記されておりました。

区民や議会が千代田区独自施策の取組が分かるような工夫がしてありましたが、現在は全くありません。

千代田区独自の事業について、2点、お尋ねをいたします。

令和6年予算案で千代田区独自施策は幾つあるのか。

予算案概要に独自事業を明記しなくなった理由があれば改めてお示しください。

次に、一人一人の健康づくりを支援する歯科口腔施策、特に区民歯科健診についてです。

千代田区の歯科健診の沿革は、平成5年度より30歳から64歳までの区民を対象とした成人歯科健診の実施から始まりました。

平成12年度からは64歳の制限をなくし、30歳以上の区民を対象としました。

私は、以前、平成18年の第3回定例会本会議の一般質問で、成人歯科検診という名称なのに、なぜ二十歳ではなく30歳以上からなのか。

そして、その根拠となっているのは何か。

期間が3か月間に限定されているので、歯科医師会などの先生方と協議すべきと政策提案をいたしました。

答弁は、大変冷たいものでありましたが、歯科医師会の先生方と粘り強く働きかけた結果、平成20年度より受診期間を6か月間に延長、平成21年度より、30歳以上の制限をなくし、19歳以上となり、名称も区民歯科健診となりました。

平成24年度には、千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例を制定し、平成30年度には対象者全員に受診券を個別郵送するようになりました。

平成18年度の受診率は、僅か2.64%。

令和5年度は10%にまで上昇しましたが、まだまだ道半ばといえます。

以上を踏まえて、お尋ねをいたします。

30歳以上の成人歯科健診から19歳以上の区民歯科検診になった効果。

区民歯科健診の受診率とは、一体何パーセントを目指していくのか。

区民健診の受診率による国民健康保険への影響はあるのか。

歯科健診受診者の医療費削減効果のデータ分析はあるのか。

対象者全員への郵送案内となった効果はどれぐらいなのか。

国が検討している国民皆歯科健診への見解はどうか。

千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例の成果と課題とは何か。

お答えください。

次に、民泊と静かな住環境についてです。

平成30年6月に住宅宿泊事業法と千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例の施行から7年余りが経ちました。

マンション管理組合の方々が4分の3以上の特別議決までした管理規定で禁止されているにもかかわらず、民泊をしているという相談を数多く受けます。

保健福祉部の事務事業概要には、新型コロナウイルス感染症が5類となった令和5年度は前年度比に比べ民泊相談事業数、区内の宿泊実績ともに倍増しております。

海外からの宿泊者数は、中国からが7倍、アメリカからが4.6倍など、急増をしております。

ます。

一方で、違法民泊調査に関しては、苦情・情報や調査回数が少ない記載になっています。無許可、無届で営業をしている事業者に関する情報を仲介サイトやSNS、地域住民やマンション管理会社などから収集とありますが、オートロックの集合住宅では階数までは判明できても、部屋番号の特定まではできない事案もあります。

また、管理会社からオーナーへ連絡しても反応がなく、部屋特定ができず通報できない案件もあります。

ビルから何十人もの方々が大きなトランクで、近くのコンビニエンスストアで食事を買って込む姿も住民からは恐怖を感じるほどの声も上がっております。

また、海外からの方々は、ごみなどの迷惑行為もあります。

千代田区は静かな住環境を求める住民と、にぎわいのあるまちづくりを目指すという二律背反した自治体です。

また、東京都では宿泊税の制度設計から20年以上が経過し、見直しも検討されております。

事業者の特定に関しても、ネットによる情報収集は海外サイトなので部屋番号の確認が難しく、通報に至らないなど、様々な要件を踏まえながらお尋ねをいたします。

民泊条例が施行されてからの実態調査の特徴的な事案があればお示してください。

通報を受けてもオートロックのマンションで実施調査ができない場合の対応はどのようなものなのか。

調査数の周辺住民からの調査数と、事業者からの連絡など内訳について。

調査している職員の数の推移について。

違法民泊の立入調査とその後の効果。

予算の概要にある旅行者数の推計モバイル空間統計から民泊している人数が推計できるのか。

最後に、東京都の宿泊税の見直しがありますが、今後、千代田区内の民泊への影響や課題があればお示してください。

以上、明快な答弁をお願いし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／林議員の歯科口腔施策、特に区民歯科健診に関する御質問にお答えいたします。

まず、区の歯科健診の対象者についてです。

区では平成21年度に成人歯科健診を19歳以上が対象の区民歯科健診に変更しました。

それにより、乳幼児歯科健診、学校歯科健診に引き続き、生涯切れ目のない健診体制の構

築ができたと認識しています。

平成30年度に全対象者に個別通知を開始して以降、区民歯科健診受診率は約6%から10%に上昇しております。

また、区では健診を、かかりつけ歯科医を持つきっかけづくりの一つと考えているため、受診率の目標値は定めていません。

今年度の調査では、かかりつけ歯科医を持つ割合は75.7%と着実な増加が見られているところです。

次に、区民歯科健診受診による国民健康保険への影響についてです。

受診者と未受診者の医療費の差や受診者の医療費削減効果については、現在のシステムでは分析は困難な状況です。

次に、国民皆歯科健診についてです。

国において現在、国民皆歯科健診の導入が検討されておりますが、本区では既に生涯を通じた健診体制を構築しており、皆歯科健診を実現しているものと認識しています。

最後に、千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例の成果と課題についてです。

区では平成24年度に条例を制定し、区内三歯科医師会等と連携して歯科口腔施策の推進に取り組んでまいりました。

現在、本区では、区民歯科健診の受診率が上昇し、かかりつけ歯科医を持つ人、8020を達成している人の割合も多く、子供のむし歯も非常に少ないなど、歯と口腔の健康は高い水準にあります。

一方、今後の課題としては、歯科健診受診率のさらなる向上や歯と口腔の健康づくりに関する住民への意識啓発の強化等が必要と考えられます。

生涯を通じた健康づくりの上で、歯と口腔の健康は大変重要であると認識しております。

区では、これまでも歯科保健事業の充実に努めてまいりましたが、今後も引き続き、区内歯科保健団体とも協議しながら、歯科口腔施策の総合的な推進に努めてまいります。

次に、民泊と静かな住環境に関する御質問についてお答えいたします。

千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例施行後の対応についてですが、区では全民泊施設に対して継続的に監視・指導を実施しております。

違法民泊に関する情報としては、スーツケースを持った外国人が出入りしているといった内容が多く、情報があつた際には届出等の状況を確認の上、現地調査を実施しています。

オートロックマンションについても、管理組合等に協力を求めながら調査指導を行っております。

施設所有者からの協力が得られにくい場合においても、粘り強く調査・指導に当たっているとございます。

調査に当たる職員数は、民泊指導課発足時は10名体制でしたが、現在は常勤、会計年度任用職員等を含め13名で、環境衛生業務の一環として実施しております。

また、苦情や相談は、今年度は1月末までに11件あり、匿名の通報もあるため、情報提

供者の内訳については把握しておりません。

調査は延べ62回実施し、6施設について運営者を特定して営業を中止させました。

次に、民泊の実態把握におけるモバイル空間統計の活用についてです。

モバイル空間統計は携帯電話の基地局単位で位置情報を把握するため、現状では個別の建物等の把握や人数の推計は困難な状況です。

今後、実態把握に資する分析が可能となるか、情報収集してまいります。

最後に、都の宿泊税見直しの影響についてです。

都の宿泊税はホテルまたは旅館の宿泊者が対象であり、民泊は現在対象となっておりませんが、今後の見直しの動向を注視してまいります。

引き続き、民泊と違法民泊施設の実態把握に努め、関係部署とも協力して安全・安心な住環境の維持に取り組んでまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／林議員の仕事のあらましに関する御質問にお答えいたします。

初めに、主要事業とその他の事業の割合ですが、おおむね1対7の割合となっております。

経常的経費で人口増による増額は、積算が大変困難であり、積算しておりません。

投資的経費の物価高による増加率は、5から7%程度の上昇を見込んでおります。

次に、複数年度の視点についてですが、令和6年度予算概要に掲載の128項目のうち、92項目が7年度にも同じ趣旨で掲載されています。

複数年度の視点の掲載変更の基準については、特段基準を設けていませんが、事業を取り巻く情勢が大きく変化した際などには、適切に記載内容を見直してまいります。

複数年度の視点の定義についてですが、おおむね3から5年間の取組内容等を示すものです。

最後に、令和3年度までは予算概要に独自の表記を行っていましたが、独自か否かの判断が難しくなってきたことから、現在は集計しておりません。

議長／林則行議員。

林議員／10番林則行、自席から再質問いたします。

予算のところですが。

予算審査に当たって、それでは、聞き方を変えると、議会に求める予算審査に期待することって何なんでしょうか。

先ほど質問の中で述べたように、議員必携には、中期計画との整合性を、これが合致しているか否かというのを見いだすのが議会の役割だと。

決して地域の要望を、あれやってください、これやってください、もっと予算を増やして

くださいというのはおかしいっていうのが議員必携には記載されているんですよ。ところが、評価基準がなくなったり、複数年度の記載が変更にある場合の基準もないんだったら、昨年まではこの目標を目指していたと。

アメリカ目指してたけど、いや、今年からはロシア目指しちゃうんだってなると、それは漂流になってしまいませんかっていうのをずっと指摘はしてきたんですけども、なかなか複数年度の予算というところで、うまく言葉をくるめられたんですけども、やっぱり3年から5年後の目標地点はどこかで見いださなくちゃいけないけれども、この記載内容が聞かなきゃ分からないようなものになっているんですか。

私は行政というのは、区民や議会が誰しもが分かるように文章を明示した上で議論していくのが、議会の役割なのかなというか、区民からの付託されたことなのかなというふうに思ってましたけど、行政内部に聞かないと複数年度の視点というのがどこが変更したか分からないようになった令和7年度予算と受け止めていいのかということをお答えもいただいたのが一つです。

もう一つが、独自施策なんですよ。

区長が大々的に予算の内示で発表された1万5000円の中高生の何とか手当っていうの。ああいうことを独自施策というふうに明記できるものはしたほうが区民の方にそうなんだと、高い税金を払っていて、千代田区に住んでいて、これが還元される施策なんだというのが分からないと国の施策だか、都の施策だか、区の施策だか分からないところになってくると、やっぱり議会としても国の施策は議論の余地がやっぱりないわけなんですよ。

都の施策だって、千代田区議会で何言ったって駄目なわけで、独自施策にフォーカスを当てて議論してくっていうのが限られた時間の中の、限られた答弁とやり取りの中の予算委員会という中でこれから設置されるんでしょうけども、より効率的になると思うんですけど、そこも分からなくしてしまうと、じゃあ、これは独自ですか、独自じゃないんですかという、非常に非効率なものになってしまいますので、分かりやすく、予算審査に当たって議会に何を求めているかというところ、あるいは区民の方に予算案を示して何の意見を求めているかというところに尽きると思いますので、分かりやすくお答えしていただければと思います。

以上です。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／ただいまの林議員の再質問についてですが、まず、予算審議に当たって、議会にどのようなことを求めているかということでございますけど、今回の予算もそうですが、今、現在、区の様々な施策は、先ほども申し上げたとおり、千代田区の基本構想でお示した将来的な姿、おおむね20年後、そちらを目指しているわけですが、そちらに向かって本年度こういったことをしたいと、それが適正化どうか、そういったことを御審

議いただければというふうに考えてございます。

それから、独自施策についてですが、こちらにつきましては、区独自ということ、あるいは、ほかの市区町村ではあまりやっていないということ。

そういったことを条件に幾つかピックアップして、従前つけていたものでございます。

ただ、ほかの自治体も様々な施策をいろいろ進めてきている中で、これが千代田区、本当にオリジナリティーのある千代田区のものなのかどうなのかというのを、検証しながら記載していくというのがなかなか難しい状況になってきましたので、現在はこちらを記載しておりません。

区としてですね、特に来年度重点的にやりたい事業などにつきましては予算概要のほうに、カラーページのほうにまとめて出したりとかしておりますので、そちらのほうを御覧いただいて、区の重要施策という形で出しておりますので、そちらのほうを御参照いただきながら御審議いただければと思います。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番小枝すみ子議員。

小枝議員／令和7年第1回定例会に当たり、一般質問をおこないます。

官製談合事件の真相についてです。

3月2日日曜日、東京新聞に千代田区の記事が大きく報じられました。

詳細は、この後、岩田議員が質問されると思うので、私はそれを伺い、予算委員会で正していきたいと考えます。

今回の報道は何を意味するのかというと、千代田区で起きた官製談合事件が組織ぐるみの犯罪を組織ぐるみで隠ぺいしていたのかという構図が浮かび上がってきます。

そうであるのかないのかの説明は、本日のような公式の場で堂々と説明していただきたいです。

例えば「供述書は見えていないので答弁できません」といった肩透かし答弁はやめていただきたい。

樋口区長のお立場なら、公益性という観点から、間違いなく供述調書を見ることができる立場です。

これだけの問題が公然と突きつけられているのですから、樋口区長が取るべき立場は、「見ていません」ではなく、「御指摘のことがもし真実であったとすれば、千代田区はさらに大

きな信用を失うことになるので、早急に確認をさせていただきたいと存じます。」と、このような問題に正面から向き合い、即座に記者会見などを開くべきではないでしょうか。

こここのところでまず私から伺っておきたいことは1点。

今現在、樋口区長は、官製談合事件への元副区長の関与があったと捉えるのか否か、イエスかノーでお答えください。

私は、今回の質問に当たり、副区長からの指示だったことを訴え続けてきた元部長にお話を伺ってきました。

短い時間なので、ここでは千代田区の調査の信頼性の点に絞って数点、質問をいたします。

「企業不正対応の実務」というこの本の中に、「不正が発覚した場合の適切な対応を教えてください」というページがありました。

ここに客観性という項目があり、次のように書かれていました。

「調査の客観性を確保するためには、調査対象事項の関係者は、調査チームから外す必要がある」、「また上層部の関与が疑われる場合や社会的影響が大きいと考えられる場合などには、会社と利害関係のない外部の専門家で構成される「第三者委員会」に調査を依頼することも検討する」とありました。

千代田区の調査はどうだったでしょうか。

昨年1月24日の逮捕を受け、千代田区が2月に組織した再発防止対策検討委員会8人の中心、元政経部長は、事件に関わった職員の一部でした。

契約介入に関わった職員は、副区長と元議長の双方から契約情報を求められた構図の中で、事件の犠牲者であったと私は思います。

もし私も同じ立場だったら、状況によってはどうだったろうかと考えてしまいます。

しかし、不正対応の実務にあるように事件に直接関わった職員が、検討委員会のメンバーであってはならない、これは利益相反になるからです。

再発防止対策検討会で政策経営部長は、官製談合について議会の答弁に立つ立場でした。

捜査が始まった令和5年11月29日に、はまもりかおり議員が本会議で質問をしています。

問いは、「先日、公共工事に関する契約介入について報道がありました。現状、職員が取調べを受けているのでしょうか。その人数も教えてください。」と問いました。

当該元政経部長が答弁は「公共工事に関する御質問につきましては、報道内容に関し、区としてお答えする立場にないと考えてございます。」とのことでした。

そして、御本人はこの頃は既に事情聴取がされている立場でした。

令和2年には、行政管理担当部長だったことからすれば、罪に問われるかどうかは別にして、利害関係を有する可能性があることは容易に推測ができました。

官製談合調査のプロであるはずの専門家会議から委員会のメンバーに関係者を外すようなアドバイスはなかったのでしょうか、お答えください。

有識者会議は、元政策経営部長のヒアリングはしなかったのでしょうか、お答えください。

供述調書にも登場する坂田副区長のヒアリングはしなかったのでしょうか、お答えください。

千代田区は、官製談合のような組織を揺るがす大きな事件について、危機管理マニュアルがありません。

担当者の裁量で変わってしまいます。

職員が事情聴取された際、区への報告義務を定め、条例化すべきではなかったでしょうか、お答えください。

調査の客観性という意味で、看過できないことが独自調査の中で明らかになりました。

元政策経営部長は、千代田区が神田警察通りの仮処分で依頼しているA弁護士に相談を持ちかけたと言われています。

9月のことです。

そして、東京地検の先輩であるB弁護士を紹介し、動いてもらうことになりました。

B弁護士は弁護団チームを結成し、元区議はこの中心をなすB弁護士が、元政経部長はB弁護士チームの中の弁護士に委ねることになりました。

官製談合は千代田区に大きな損害を与える事件です。

例として、分かりやすく言えば、例えば8億円でできるかもしれない工事が10億円かかってしまうということがあり得るわけです。

このことからすれば、千代田区の仕事を請け負う弁護士が、官製談合に関与してしまった職員の相談に乗るということがあっていいのだろうか、利益相反にはなりませんか。

あってもよいのかどうか、お答えください。

あってもよいとする場合、どのような手続を取るのか、また、今回の弁護士は環境まちづくり部が委託していた弁護士でした。

一体誰が紹介をしたのでしょうか。

千代田区は4月4日の書類送検まで、元政経部長が関係者であるとは知らなかったと答弁されましたが、秘密にするならそもそも千代田区の弁護士に相談するのでしょうか、どう考えても不自然です。

千代田区は元政経部長が関係者だったことと御存じだったのかをお答えください。

この件の最後です。

元区議が依頼した弁護士は、元政策経営部長から紹介された弁護士だったのかどうかをお答えください。

先ほどと質問が重なりますけれども、現副区長、前副区長、元区議会議員、前政策経営部長等へのヒアリングはしっかりと行ったのか、行わなかったのか、はっきりお答えください。

ここで、少し私情が入ることをお許しいただければと思います。

昨年10月11日、予算委員会の総括質疑の日でした。

私は、予算決算特別委員会の中で、元区議の公判を傍聴していて、弁護士の言動から感じ

た「区から派遣された弁護士だと類推される」という質問をしました。翌朝、議員から「当該発言について執行機関に確認を行ったところ、全くの事実無根であることが判明しました。このような勝手な憶測による発言は許されるものではない。発言取消しと謝罪を求めると言われました。

議員間のやり取りであるにもかかわらず、樋口区長が自席から立ち上がり、大声で私を威圧的に叱責しました。

「早くしてくださいよ、みんな待たせているじゃないか」と、真っ赤な顔で叫びました。私自身が私の処分を望む議員らに待たされていた立場です。

なぜ私が区長から怒鳴られなければならないのか、極めて威圧的だと思いました。

最終的に、「38文字の削除」を認めた私にも非があるとは思いますが、樋口区長の議員への暴言は、こうした場合、これはカスハラやパワハラには当たらないでしょうか、お答えください。

遡る経緯について伺います。

令和4年の4月号の2年前の「月刊日本」に、こう書かれていました。

「昨年9月、千代田区役所内に衝撃が走った。「公共施設建設に伴う入札に絡み、参加業者名が漏れている。入札妨害の存在」が捜査関係者に情報提供されたことが分かったためだ。」とあります。

令和4年9月、千代田区に捜査が入ったのか、もしくは担当職員個人に呼び出しがあったのか、事実について御説明ください。

あわせて、令和4年9月の捜査、令和5年9月の捜査という動きの中で、樋口区長、坂田副区長が、千代田区の当該官製談合事件について、内部告発があったということについて知ったのはいつだったのでしょうか、それぞれお答えください。

この間の樋口区長の姿勢は、官製談合事件があったということよりも、発覚したこと怒りの矛先が向いていました。

発覚せずにあのような不正常な状態が続けばよかったと考えているのでしょうか、お答えください。

千代田区は、一刻も早く信頼を回復をすべく、第三者委員会を設置し、刑事確定記録などを基に報告書を早急に作成し直すなど、説明責任を果たす必要があると考えます。

積極的に考えていることがあれば、ここで御説明ください。

この件に関しては以上です。

次に、健康で幸福なまちづくりについて伺います。

ここでまちづくりの理想を語るのは、アクセルとブレーキを一緒に踏んでいるようで難しさを感じます。

しかし、それはそれ、同時に未来を切り開いていかなければなりません。

3月1日土曜日、世田谷区で開催された「くじびき民主主義と合意形成」の勉強会に参加してきました。

多様な人々、異なる意見を持つ人々との熟議を大切にする、日々進化する生成AIや遠隔操作ロボットなど新しい技術で未来を描けば、社会課題の解決はできないことなんかないんじゃないかと思わせる大変楽しい会合でした。

千代田区も、本来ならば歴史と未来が調和するすばらしいまちです。

まちづくりにおいて正義は一つではない。

切り捨てずに意見を聞くことが大切、そして何よりビジョンを示し、共通項を見出していく、そうした言葉が印象に残りました。

さて、車から人へと「歩きたくなるまちは、健康と幸せ、時に高収入にも直結する」という話があります。

歩きたくなる都市は木を植えています。

ベンチを置いています。

パリ、バルセロナ、ニューヨーク、そしてソウル、日本でも年末、世界ストリート会議を開催した大阪の御堂筋やコペンハーゲン、シカゴ、メルボルン。

区議の皆さんも昨日質問がありました。

それぞれ多様な情報をお持ちのことと思います。

木を植える都市として筆頭に挙げられるのはニューヨークとのことでした。

10年で100万本の木を植える計画を達成し、2030年までにさらに100万本植えて、樹冠被覆率を10%アップする野心的な計画を進めています。

ボランティア含め、5万人以上のニューヨーカーが公園局のお手伝いとして木を植え、木の調査を行い、データをサイトで公開しています。

この調査データは植栽によってどれだけの雨水を下水道に直流せずに保水できたか、消費エネルギーの値、空気中の汚染物質を取り除いたかなど、そうしたデータも掲載されるそうです。

一方、千代田区では、こうした仕組みが始まらず、将来ビジョンも定かでない中、イチョウのみならず、桜への苦情も多いらしく、伐採の情報がめぐっています。

高齢化社会の必然、商店主や地域住民の清掃に任せるには限りがあります。

樹木の管理は街路計画を成功させるために必須です。

区のお考えを伺います。

2つの事例から伺います。

ニューヨークでは、街路樹選定の無料講習があつて、この講習が大人気なのだそうです。

そして、講習を受けた人しか、街路樹選定をすることができないのだそうです。

ニューヨークの市民が木を植えて、かつ講習を受けた人は剪定に携わることができる、一つの参加事例としては面白いと思います。

また、800本のイチョウを残して、にぎわいのまちづくりをデザインしている大阪市御堂筋では、年間140万の予算で早いうちにギンナンを落とし、これを秋祭りで何百人もの市民に配布するそうです。

その国、その土地に合ったいろいろなやり方があると思います。

ニューヨークの交通局には都市デザイン課があって、市民合意のデザインをつくっていく、公共空間のデザインということが、バランスのよい、健康と幸せの道をつくる上で不可欠です。

千代田区は健康で幸せなまちづくりについてどのように考えているでしょうか。

樹木の管理、神田警察通りにおける区民からの提案、御堂筋やニューヨーク事例も含め、未来志向でのお考えを伺います。

以上、前向きな答弁を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小枝議員の健康で幸福なまちづくりに関する御質問にお答えします。千代田区では道路整備方針において、人々の活力と潤いのある暮らしを支える道路を目指しております。

まず、樹木の管理につきましては、この方針の中で、樹木医等による診断結果を踏まえ維持管理をすることや、整備内容によって既存の樹木が支障となる場合は、取扱いについて地域と十分話し合いをすることなどを定めております。

次に、健康で幸せなまちづくりについてです。

議員からニューヨークや御堂筋の事例をいただきましたが、その国、その地域に合った様々な方策があると認識をしております。

千代田区といたしましては、都市計画マスタープランにおいて、区と関わる全ての人々の主体で良識ある行動により、地球環境と共生したお互いの理解と思いやりを持ったまちづくりを進めるとしております。

神田警察通りの現計画は、地域住民が参加した協議会で長期にわたる議論を経て策定され、区議会の御議決も重ねていただき、司法の場でも住民意見の反映などの点で不十分ではないとの判断が示されていますので、区といたしましては現計画を着実に進めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の官製談合防止法違反事件についての御質問にお答えいたします。前副区長の関与につきましては、警察が長期にわたった捜査の結果、書類送検すらせず、裁判でも共謀は認定されなかったという事実を尊重すべきと思います。

前政策経営部長は職として検討委員会の委員を務めたもので、有識者会議の判断ではなく、区の決定によるものです。

職員が刑事事件の被疑者として事情聴取された際の報告義務を定めることは、人権侵害の

懸念などから適切ではないと考えております。

前政策経営部長及び元議長の弁護士については、区は承知しておりません。

元政策経営部長の関与について、区が知ったのは書類送検されたときです。

前副区長、元議長、前政策経営部長及び元区議会事務局長へのヒアリングにつきましては、区が委託した弁護士が行っております。

現副区長は、事件当時、契約に関与する立場になかったため、ヒアリングは行っておりません。

警視庁の捜査に関しましては、区は令和5年10月10日に警視庁から依頼を受け、捜査に協力してきました。

元区議会事務局長が信頼できる第三者に相談して匿名の通報を行ったことは、第2回公判の被告人質問で聞いたところです。

区長への御意見につきましては、いずれもそのようなものではありませんので、御理解いただければと思います。

最後に、信頼回復に向けての積極的な取組についてですが、区としては、信頼回復のためには、報告書に示された再発防止策を早期に着実に進めていくことが最も重要だと考え、取り組んでいるところです。

議長／小枝すみ子議員。

小枝議員／小枝すみ子、自席から再質問させていただきます。

政経部長の答弁ですね、禪問答のような答弁で聞きようがないのですけれども、こちらのほうは2分しかないのですので端的に伺っておきます。

まず、ヒアリングをやったのかどうかということについてなんですけれども、現副区長についてはしなかったという今、答弁だったように聞こえますが、その確認と、あと前区議はやったんですかと。

それから、前政策経営部長はやったんですか。

そして元区議、前政策経営部長はやったんですか。

これはちょっとばらばらと言って聞き取れない(?), はっきりと答えて、答弁漏れがないように答えていただきたい。

それと、神田警察通りの弁護士に相談したという件について、私たちは何のために、これを早く通告しているかという、聞けばいいんですよ、神田警察通りの弁護士に。

相談に乗りましたか。

そして、元部長に聞けばいいんですよ。

事前に聞いて、確認してここで答弁してもらわないと意味がないんですね。

聞いたのか、聞かなかったのか、行政の弁護士に聞いていいのか。

神田警察通りの弁護士に疑われている、自分が事情聴取されているという立場の人が区の

報酬をもらっている弁護士に聞いていいのかどうか。

そして聞いたかどうかを確認しているかどうか。

本当、これは非常に重要なので、利益相反に当たらないのかどうか再答弁をお願いします。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／ただいまの再質問に御答弁させていただきます。

ヒアリングの件につきましては、先ほどの答弁をもう一回させていただきます。

前副区長、元議長、前政策経営部長及び元区議会事務局長へのヒアリングにつきましては、区が委託した弁護士が行っております。

現副区長は事件当時、契約に関与する立場になかったため、ヒアリングは行っておりません。

続きまして、弁護士の件に関する再質問ですが、それぞれの今回の関与された方が、弁護士に個人的に委託したものですので、区としてはそちらには関与しておりません。

また、そういったことについて区が確認することも問題があるというふうに考えてございます。

弁護士は法律のプロでありますから、自分が相談されるときに、それに応じていいかどうかというものを法令に従って適正に判断されるかと思いますので、今回はそちらの弁護士が適切に判断して対応されたことというふうに考えてございます。

議長／次に、3番のざわ哲夫議員。

のざわ議員／令和7年第1回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

質問に入る前に、3点。

平成以降最大規模となった岩手県大船渡市の山林火災は3月5日で発生から1週間がたち、焼失面積は市面積の9%に当たる約2000ヘクタール、被害者は4100人以上、市の人口の13%に達していると報道もあります。

被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地での救助活動、復旧作業に従事されている方に深く敬意を表します。

皆様がいつもの生活に戻れますよう、一日も早い終息、復興をお祈り申し上げます。

また、2月2日に行われた区民選挙において、区民の皆様の御神託をいただき、引き続き2期目の御当選の榮譽を得られました樋口高顕区長に心よりお祝いを申し上げますとともに、今後の一層の御活躍を期待申し上げます。

日本維新の会議員団も千代田区に住んでうれしい、誇らしいと思っただけの政策実現を全力で取り組んでまいります。

そして、区議会議員補欠選挙直後の今定例会の質問に入る前に、選挙前後も引き続き24名の議員で議会運営がなされている実態に鑑み、議員定数削減の必要性について改めて申し上げさせていただきます。

では、私からの大きな質問は5つでございます。

質問1、防犯カメラについて御質問させていただきます。

防犯カメラについてのお考えは、多くの方々からいろいろな考え方を承っております。

また、千代田区防犯設備の整備等に対する補助金交付要綱、この要綱において使用する用語、「地域団体」の意義は次に定めるところによりますが、つまり、「地域団体」とは、町会、PTA、商店街、その他一定の区域の住民（当該区域内に住所を有する個人又は事業所を有する法人をいう。以下同じ。）が組織し、または参加する団体等により構成される団体をいう」ですが、こちらに属するの方々により、防犯カメラについてのお考えは、かなり異なります。

したがって、全て「地域団体」の方々にお考えをお伺いさせていただき、それぞれの「地域団体」のお考えを反映することが必要という、とても繊細なお話であると思います。けれども、インバウンド効果、オーバーツーリズム効果など、多種多様な社会情勢の変化で、多種多様な方々が千代田区を訪問されており、今まで、千代田区にお住まいの方々には、想像もしない社会的現象が起きることがあると思います。

防犯カメラについて、まだ慎重に継続御検討の考え方をお持ちのところは、慎重に御判断をすることがよいです。

例えば、全ての町会に1町会ずつ、各町会の御意見をお伺いさせていただきながら、制度の導入をする、しないという繊細さが大変必要だと思っておりますが、一方で、千代田区全ての「地域団体」に御応対できるような以下の点について、制度の検討・準備の開始をすることはいかがでしょうか。

(1) 防犯カメラを取りつけましたが、その画像の管理は、「地域団体」、その中の町会によっては難しいところもあるとのこと。

警視庁直轄の防犯カメラ設置とか、警察署の方にしていただくとか、警察署の方と一緒にしていただくとか、防犯カメラの映像の管理をきちんとしてもらうことを、警視庁または警察署に御負担いただく仕組みをつくっていただくのはいかがでしょうか。

その際の個人情報の取扱いも、きちんと分けしながらとのこと。

警察署に映像の維持管理をお願いしながら、プライバシーの保護のお話も御理解いただく。その切り分けも考えていただきながら、防犯カメラの映像の管理について考えていただくのはいかがでしょうか。

(2) 防犯カメラは、①新規取付、②維持管理、③付け替えの3段階で補助金が出ますが、やはりどの段階でも費用がかかります。

しかし、防犯カメラ設置は、今後ますます重要になってきます。

防犯カメラは、実は1台の防犯カメラだけの映像が役立っているわけではありません。

よく行われているのが、リレー捜査というものです。

この捜査方式は、1台のカメラ、1か所のカメラの映像を調べるというのではなく、複数のカメラの映像をつなげて犯人の足取りを追うという捜査方法。

非常に地道な作業と言われています。

しかし、この地道な捜査のおかげで、凶悪事件の解決にも貢献しているのだそうです。

①新規取付、②維持管理、③付け替えの全ての3段階で補助金を100%補助にしていただけないか。

できなくても、100%に近づけるように段階的に上げていただくのはいかがか。

(3) 区立学校の通学路に防犯カメラを取りつけないとの声が地域団体で大きいですが、特に、PTA、町会でよく伺いますが、防犯カメラ設置はできないでしょうか。

(4) 地域の法人・個人、例えば番町麴町地区の法人・個人が防犯カメラをつけようとする、今の千代田区防犯設備の整備等に対する補助金交付要綱ですと、地域団体が御了解しないと補助金を使っての防犯カメラの取り付けができないです。

その規約を緩めることはできないか。

法人・個人が防犯カメラを取り付けたら、まちに必ず年1回、設置場所の図面と個数を報告するとか、ルールを作成する引き換えに、法人・個人が防犯カメラを取りつけ促進策をつくるのはいかがでしょうか。

(5) 防犯カメラを設置するときに、区保有・管理の電灯、または建物に設置することができるようにするのはいかがでしょうか。

区保有・管理の電灯、または建物に、設置にも積極的に設置できると、より設置台数が増え、結果としてより安心・安全なまちになると思いますとお話をされる方もいらっしゃいますが、いかがでしょうか。

(6) 防犯カメラにAI機能を活用した青パト運用はいかがでしょうか。

防犯カメラの進化系のAIカメラを取りつけ、その映像で、公園で暴れている、お酒を飲む等々、禁止行為発生状況を巡回しているAIカメラが巡回している青パトに連絡して、事態を未然に防いでいただく。

防犯ではなく、問題の未然予防解決カメラとしての活用はいかがでしょうか。

(7) 防犯カメラの映像データ活用研究開始の検討はいかがでしょうか。

防犯カメラは、映像は防犯のためと考えがちですが、映像には、誰が、国籍、女性、男性、年齢は、どの時間に、どこを通過して、人数、何を、散歩、旅行、買物、どここの物を買うか、商店街、どの店、何を、果物、食事、古書、スポーツ用品、楽器、歩いて、走って、車に乗って、自転車にという情報が満載していると思います。

これからは、防犯カメラに映る映像を、映像解析AIを活用して集計し、データの解析から、交通量調査・人流調査等々、いろいろな調査を行い、各町会・各商店街の活性化、コミュニティ活性化、まちづくりに、タウンマネジメントに生かす、よりよい、住みやすい千代田区まちづくりができると思います、そういう映像データ活用研究開始の検討は

いかがでしょうか。

質問2、中高生1人当たり1.5万円支給及び給付型奨学金の所得制限撤廃についてお伺いいたします。

(1) 令和7年2月19日の新聞で、「千代田区は中学生、高校生の子どものいる世帯に子ども1人当たり月1万5000円を支給すると発表した。所得制限を設けず、4月分から支給を始める」と報道されました。

この所得制限なしでの実施は、どのようなお考えの下に行われるのでしょうか。

(2) 令和7年度当初予算(案)には、大学等進学のための給付型奨学金を開始とありますが、私は所得制限なしでの実施がよいと思いますが、①どういう考え方で、②どういう方針でおやりになるのでしょうか。

次の質問にまいります。

令和7年1月28日、午前10時頃、埼玉県八潮市で下水道管の破損に起因すると思われる道路が陥没した事故が発生。

安否不明となっている運転手の方の救助のめどは今も立っておりません。

一日も早い運転手の男性の救出を心よりお祈り申し上げます。

八潮市の事故でもあり、道路陥没を不安に思っている区民も多く、関心の高い領域と思います。

質問3、道路陥没事故の対策について以下2点御質問させていただきます。

(1) 道路には、ガス・電気・水道・地下鉄等々、どういう様子で道路の下に通っているか図面がありますが、千代田区内の国道・都道・区道、全道路について、その図面を区役所は保管していますか。

そして、全道路の状況を把握、管理していますか。

(2) 目黒区では、令和8年度から下水道関連事業の一部(検査、工事など)を下水道局から受託することになりました。

下水道埋設から50年が迫り、検査や工事の稼働が一気にかかるようになるためです。

これまでは下水道局のみが行ってきた検査等を国も行うことによりスピードアップが図られます。

大田区、世田谷区、品川区、文京区、中野区の5区は既に目黒区と同じ対応とのことですが、それ以外の区は未対応のようです。

千代田区も、下水道関連事業の一部(検査、工事など)を下水道局から受託することはいかがでしょうか。

また、万一の陥没事故発生を想定して、発生後の近隣への影響、火災対策の準備はいかがでしょう。

質問4、ふるさと納税制度についてお伺いいたします。

既に全国的に定着しているふるさと納税の制度ではありますが、区としては、ふるさと納税は地方税の原則を歪めるものであるとの考えから区長会が表明しているとおおり、反対の

立場を取ってきました。

しかしながら、制度が定着するにつれ、区税の減収が加速し、令和5年度課税分では約20億円に迫る額となりました。

この流れを食い止めるため、制度そのものに対する反対の立場を維持しつつ、区はふるさと納税制度の導入に踏み切りました。

ふるさと納税の制度に課題はあるものの、昨年10月から始まったふるさと納税の寄附の受付状況は非常に好評であると、委員会の報告やマスコミの報道で聞いています。

(1) 最初に、数制的なことをお伺いします。

ふるさと納税によって、ここ数年の期間でどのぐらいの税収が減少したのでしょうか。

また、今回、千代田区が始めたふるさと納税によって、どれぐらいの金額を取り戻すことができたのでしょうか。

さらに、今後の見通しはいかがでしょうか。

(2) 次に、返礼品の内容についてお伺いします。

一般的には、ふるさと納税の返礼品は、その地方の食品などの特産品が人気と聞いていますが、千代田区では、このような地場産品を返礼品にすることはなかなかできません。

その中で、寄附額を増やすために力を入れている取組はどのようなものがあるのでしょうか。

また、現在までの評価として、どのような返礼品が好評価であったのかお答えください。

地元商店街など、区民税を払ってくださる方々の御商売が繁盛するような取組、御検討も、今後一層のお願いをさせていただきます。

(3) 最後に、使い道を指定した寄附についてです。

ふるさと納税において寄附金の使途を選択できるようにすることは、区として検討すべき課題と認識しているとの答弁が過去にあったと記憶しております。

ふるさと納税制度で返礼品を受け取るだけでなく、寄附金の使い道を寄附者が選び、地域づくりに主体的に関わることができる仕組みを整え、啓発することも重要な取組です。

寄附金の使い道を選択できる仕組みの検討は、その後、進んでいるのでしょうか。

取組状況と今後の見通しについてお答えください。

次の質問にまいります。

2016年7月、石油連盟は、「災害などに備えて燃料を備蓄されている皆様へ」の中で、①石油製品は経時品質変化が起こる製品です。

燃料の品質変化を防ぐために、直接日光の当たらない、涼しい場所に、水分等の異物が混入しないように密閉して保管してください。

②灯油・軽油は、直射日光を避け、涼しい場所に密閉して保存した場合であっても、保存開始後6か月を目安として使用してください。

③A重油は、直射日光を避け、涼しい場所に密閉して保存した場合であっても、保存開始後3か月を目安として使用してください等々、記載があります。

質問5、被災施設において、非常用電源のために燃料備蓄をより一層促すとともに、備蓄

された燃料の品質劣化に対応するため、適切なチェック体制の整備と燃料の入替支援を行い、非常時に停電しない環境を整備しているか。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きな答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和7年第1回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／のぞ議員の手当や給付型奨学金の所得制限の撤廃に関する御質問にお答えいたします。

まず、中高生世代応援手当の所得制限を設けないことについてでございますが、次世代を担う全ての子どもたちの育ちを支える経済支援として位置づけ、とりわけ、子育て経費が増大する中高生世代が安心して暮らすことのできる生活の実現に寄与することを目的としているため、所得制限を設けずに支給するものでございます。

次に、給付型奨学金の実施に関する考え方や方針についてですが、子どもたちが意欲や能力があるにもかかわらず、様々な事情により進学を断念せざる得ない者の進学を後押しする制度といたします。

現在、制度の運用については検討中ですが、相対的に教育費の負担が大きい方を対象とする予定であり、所得制限を設けないことについても検討しているところでございます。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／のぞ議員の防犯カメラに関する御質問にお答えいたします。

初めに、警察機関による防犯カメラの画像管理についてですが、現在、本区の防犯カメラ設置要綱は、東京都の防犯カメラ設置要綱に基づき運用をしております。

都の要綱では、画像は設置者が管理することとなっており、警察機関も含め他の行政機関が、防犯カメラの画像管理に携わることは困難であると認識しております。

次に、防犯カメラの設置補助金についてですが、補助事業は、地域団体や商店街の自主防犯を基本として、犯罪の未然防止や地域の安全安心に資することを目的として設置費等を補助するものであり、全額補助は困難であると認識しています。

一方で、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）という組織犯罪をはじめ、犯罪が多様化、複雑化する中で、町会等の負担率軽減については、東京都の動向などを踏まえて検討してまいります。

次に、区立学校の通学路への防犯カメラの設置についてですが、子ども部において令和7

年度から防犯カメラの設置を実施する予定と聞いてございます。

次に、法人、個人が防犯カメラを設置した場合の補助についてですが、現在の補助対象は地域団体等となっておりますので、個人や法人が個別に防犯カメラを設置した場合は補助の対象外となります。

しかしながら、昨今の情勢を踏まえ、法人・個人の個別設置の補助について、東京都や他の自治体の動向を踏まえて検討してまいります。

次に、区が保有・管理する街路灯、建物等（？）への設置についてですが、現在、管理物件に防犯カメラを設置する場合は、区の所管課に御相談いただいております。占有等の許可が可能であればカメラの設置を認めております。

区が建物外に向けて運用する防犯カメラの設置者となることについては、個人情報保護の観点から運用基準の見直し等が必要であり、現在、個人情報保護担当を中心に検討しております。

次に、AI機能を搭載した防犯カメラと青色回転灯パトロールカーとの連携についてですが、秋葉原など安全・安心について不安が高まっている地域や公園等における防犯の観点から採用の可能性を研究しております。

設置に向けては、管理物件への設置と同様、区が防犯カメラの設置者となることの課題の対応などについての検討が必要であると認識しております。

最後に、防犯カメラのデータ活用の研究検討についてですが、現行制度では、補助金を活用した防犯カメラの運用は、千代田区防犯カメラの設置に関する基本方針により、住民等のプライバシー権、その他の基本的人権の侵害から保護する遵守事項を定め、映像等の利用については、「外部の提供及び開示は法令等に基づくとき又は捜査機関の捜査等に必要とときに限り行うことができる。」とされております。

よって、現状の町会等の地域団体が設置した防犯カメラデータを行政機関等が活用することは難しいと考えています。

しかしながら、昨今の犯罪の多様化、頻発化、地域の安全安心に関する意識の高まり、防犯カメラ技術の進化やデータ活用手法の普及など、環境の変化を踏まえて活用の可能性について研究してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／のぞ議員の陥没事故の対策に関する御質問にお答えいたします。

道路下を通っているガスや地下鉄などの状況は、国が主導して運用している道路管理システムにより、管路の規模や位置などが明らかになっております。

このため、区においては、区道のみならず国道や都道などの道路下の状況を確認することが可能となっております。

次に、下水道事業の一部を千代田区が受託することについてですが、高度な専門技術やマ

ンパワーの確保などの課題もあると認識をしております。

今後、区が実施するメリットなどについて、他区の状況を情報収集するなど研究させていただきます。

また、陥没事故が発生した場合の対応ですが、今回の埼玉県の事故を踏まえて、区の危機管理体制の確認を行ったところでございます。

万一、区民生活に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合でも、速やかに対応をまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／のぞみ議員のふるさと納税に関する御質問にお答えします。

ふるさと納税制度による区民税の流出額は、これまで年々増加傾向にあり、令和になってからは流出額が10億円を超え、令和6年度課税分では約20億円に上りました。

令和5年度の区民税では、歳入が約204億円のところ、その約1割、19億7953万円がふるさと納税によって流出しました。

本区のふるさと納税の実績ですが、昨年10月にポータルサイトを開設して寄附の募集を開始してから、12月31日までの間に9億2588万円の寄附があり、10億円余の決算額を見込んでおり、今後も増加するものと考えています。

返礼品についての当区の取組は、電子商品券の利用を通じ、多くの来街者に多様で魅力的な区内各地域のにぎわいを感じていただくこと、地域に根差す歴史や文化を感じられる返礼品を充実させることを念頭にスタートしました。

区内の様々な店舗で利用できる電子商品券は人気ですが、寄附実績が上がる中で、区内の多様な業態の事業者等から返礼品提供に関する問合せが寄せられており、都心区の地域特性を生かした千代田区ならではの返礼品や、議員御指摘のような区内商店の売上げにも寄与できるような返礼品を実現できるよう、事業者の相談に丁寧に対応し、地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

用途を限定した寄附については、本制度の開始以来、要望が多かったことを受け、令和7年度からホームタウンちよだ応援事業を開始いたします。

本事業では、千代田区にゆかりのある方、千代田区をふるさとと感じている方が、ふるさと納税のポータルサイトを通じて区内の大学や公益的な団体を指定して寄附を行える仕組みを整えます。

寄附金の一部を、区が指定した団体への補助金として交付することを通し、寄附を通じた地域の発展と活性化、地域社会の持続的な発展に寄与するものと考えております。

今後も寄附者の意向や寄附動向を捉え、他自治体の事例も参考にしながら、より効果的な事業の実施及び寄附文化の醸成を図ってまいります。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／のざわ議員の避難所における非常用発電機の燃料についての御質問にお答えいたします。

避難所の自家用発電機の燃料として用いる軽油・A重油について、石油精製や元売会社の団体である石油連盟より、使用推奨期間についてのお願いが出ていることは認識しております。

非常用発電機は、各施設管理者が法令に基づき、自家用電気工作物の定期点検を適切に行っており、問題なく稼働することを確認しております。

引き続き、災害時の避難所としての機能に影響のないよう、適切な管理に努めてまいります。

議長／次に、11番はやお恭一議員。

はやお議員／令和7年第1回区議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

昨年9月の定例会では、令和2年、100条調査で整理された7つの論点のうち、6点目の日比谷エリアマネジメント社に対する区有地、いわゆる東京ミッドタウン日比谷内のステップ広場の長期無償貸付について、一般質問しました。

8か月、24回にわたる100条調査委員会の結果、事実として認定されたのはスライドの3点になります。

特に日比谷エリアマネジメントの件は、本来、行政が行うべき検討や承認手続が不十分であったこと、また、区民の代表者である区議会への報告の無視という、区民軽視、議会軽視の看過できない事態が、明らかになった事実として認定されました。

そこで、昨年9月には、それら区行政の意思決定のルールと一致しない、不整合な点を確認しましたが、残念ながら、当時まさにその手続きの渦中にいた、現在の坂田副区長からは答弁をいただけませんでした。

また、区有地の無償貸付は、千代田区が得るべき利益を損なっている状態であることも100条調査で確認されましたが、その後も区は改善のための対応をなさない状態が続いています。

そして、2021年11月、区がこれらの区有財産の毀損状態を改善しないことは違法であることの確認を求める住民訴訟が提起され、昨年12月に終結しました。

そこで今定例会では、区民の財産を守り、区民への説明責任を果たす観点から、同訴訟の経緯を踏まえるとともに、行政の意思決定の透明性を高め、二度とこのようなことが起こらないよう、意を込めて質問をいたします。

東京ミッドタウン日比谷は、平成30年3月にオープン。

映画館や飲食店など約60店舗が入る商業施設として、また、ステップ広場では催物が行

えるなど、人々のにぎわいを創出し、その経営は安定しています。

令和2年、100条調査では、本区が地区計画を受け、区道の一部を廃止し、付け替えによる区道の拡幅と、公共施設ステップ広場の整備を、民間の敷地である東京ミッドタウン日比谷と併せて行い、地下2階、地上2階の合計4000平米の敷地が区有財産となりました。

区は、その区有財産の土地と建物を、新たに設立された日比谷エリアマネジメント社に20年間、無償で貸し付けることを合意し、また別途協定を結び、同社に広場の管理を担わせていることが、100条調査を通して明らかになりました。

この重要案件の一連の決定は、たった2日間という異例の速さで進められました。

当時の起案部署の部長が、現在の坂田副区長です。

結果として、区の重要案件を最終決定する首脳会議も、区民代表である区議会への報告も経ずに区有地の無償貸付は成約されました。

本件に関する100条調査委員会の証人尋問での、坂田氏の「行政の意思決定は文書主義であり、会議を一つ飛ばしたことは不思議に思わない」、「無償貸付された広場用地の財産価値が200億であろうと1000億であろうとあまり関係ない」といった、区政に携わる人間としては耳を疑う、誠実さに欠ける発言の衝撃を今も忘れることができません。

千代田区は、100条委員会の報告書での指摘を受けた後も、その改善に向けて、何もアクションを起こしていませんでした。

それを受け、区民の財産の毀損状態を放置してはならないと、3名の元区議が、区に住民監査請求をしましたが、却下され、やむを得ず、住民訴訟が提起されました。

訴訟では「石川氏及び坂田氏への損害賠償請求」は、請求期間が過ぎており審理されませんでした。毀損状態の解消に向けた協議を行わないことについては審理に入りました。

審理では、被告の千代田区の加島まちづくり担当部長、また、日比谷エリマネ社の飛澤事務局長に証人尋問が行われました。

その後、裁判所主導で原告(?)・被告との協議が進められ、昨年12月、日比谷エリマネ社の収益の用途や協定失効時の毀損に関する覚書の締結、そして弁論準備期日で原告が意見を述べ、3年にわたる裁判は終結を迎えました。

結果、ステップ広場の店舗収入等の利益は、区に毀損することが明確となるなど、妥協内容は原告側の勝訴にも等しいものとなりました。

しかし、実はその直前まで、千代田区から、到底、理屈に合うとは思えない要求が行われていたのです。

当初、原告からの要請書を千代田区が受け取る方向で、裁判所主導で協議が進められていました。

しかし、12月に入り、急遽千代田区から、要請書の内容の変更と、裁判終結の時期を翌年に遅らせたいという要求がありました。

そのため、裁判長が、坂田副区長らと協議を行い、最終的には、要請書の内容は一切変え

ずに、タイトルと宛名を外し、原告の意見にすること、ただし意見は裁判の調書に添付するという内容で、原告側も受け入れることになりました。

また、千代田区の要求を退け、裁判は年を越すことなく、12月に終結を迎えました。

これらの千代田区からの変更の求めは、坂田副区长が行っており、坂田副区长こそが、ステップ広場の契約時から本件を何よりも知る人物です。

そこで、裁判終結直前、土壇場での千代田区からの突然の変更要求、終結の先延ばし要求の経緯と事実について伺います。

これまで証人尋問を免れてきた坂田副区长ですが、要請書を了解できないと拒否した際、裁判所に呼ばれ出頭したのか、事実をお答えください。

また、千代田区は紙で要請書の受取りを拒否しましたが、その理由は何でしょうか。

要請書は意見へと変更されましたが、その内容は、調書の別紙として裁判所の正式な記録に残り、公開可能です。

このことは認識していたのでしょうか。

既に3年もかかっている裁判の終結時期を、さらに翌年以降に遅らせたいと、坂田副区长が希望した理由は何でしょうか。

一方、千代田区とは、日比谷エリマネ社との覚書では、ステップ広場の使用収益は、区民の財産となることが明文化され、その確保が約束されました。

今後、ステップ広場の使用収益は、どのような方法で区に帰属させていくのか、具体的な方策とスケジュールをお答えください。

御本人しか分からないことと、無償貸付に関することですので、坂田副区长に答弁を求めます。

ここまでは、裁判の終結に至るまでの経緯でした。

ここからは、今後、区民のために、区の財産をどのように管理し、確保していくかを伺います。

要請書から意見に変更された調書の別紙2では、千代田区に対し、区の所有財産を適切に管理し、区に帰属すべき収益を毀損しないこと、そして区民への説明責任を果たすことを求めています。

裁判を通して正式に締結された覚書と意見は、区有財産を守り、公共の利益のために、公平公正に、透明性を担保する上で、これからの千代田区にとって非常に意味のある布石となりました。

しかし、それらは実際に改善されてこそその意味があるものであって、今のままでは、絵に描いた餅になりかねないほど、どのような形で実現していくのかが見えてこない状況です。先日、昭和35年発行の千代田区史を手に取りました。

その刊行の言葉には、区史編さんに通じて、本区にはもちろん関係各方面に少しでも寄与できればという思い、また、それこそ地方公共団体千代田区が区民の税金で区史を編纂する以上、取るべき最善の道だと信じるのが切々と記されております。

区民の税金を使う以上、区民のために公共の利益のためにという真摯な姿勢に区政に携わる原点に思い、心を打たれました。

だからこそ、区は、まずはどのようなスキームで、ステップ広場の使用収益の確保をするのか、公に示し、説明する必要があります。

また、日比谷エリマネ社はもとより、同じように区の事務・事業を代行する団体の事業及び決算の区議会への報告と区民への公表も必要です。

そして、何よりも基本的な問題は、行政内の重要事項の意思決定が不透明なことです。

行政の文書主義は理解しますが、それが意思決定の重要な会議を飛ばす理由にはなり得ません。

また、要請書の受け取り拒否からも、区にとって都合の悪いことは隠そうとする姿勢を感じざるを得ません。

そこで伺います。

今後、日比谷エリマネ社の収支チェックについて、区はどのように管理するのか、チェックの時期、そして誰が行うのか、お答えください。

また、説明責任を果たす上で、区民代表である区議会への報告方法と区民への公開方法についてお答えください。

日比谷エリマネ社と同様の団体は幾つあり、それから団体の収支チェックはどのように運用するのか、お答えください。

また、本来、区の財産の取得、処分、活用等、区政に関する重要事項は、各級の会議での協議を経て実施が決定されますが、今回はそれをすり抜けた形で無償貸付が成立しました。今後、区民の利益を損なう可能性のある案件が発生した場合の意思決定のプロセスと、重要会議をスキップできない仕組みをどのように確保するのか、お答えください。

最後に、区長御自身が「不毛だった」と発言した100条調査ですが、調査により指摘した事項が、このたび、裁判で認められました。

このことについて、ぜひ見解をお聞かせください。

先ほどの区史には最後にこうあります。

基本的な方針を実現できた理由の最大のものは、筆頭区の伝統を堅持する議決機関の構成員各位の良識と寛容にあったことをここに明記し、長くとどめるとともに、以上の関係各位の忠心からの謝意を表すものです。

行政執行部と区議会は、この伝統ある千代田区において、区民のための区政に向けて共に誠実に向き合っていこうではないでしょうか。

以上につきまして、副区長の明快な答弁と区長の見解を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／はやお議員の御質問にお答えします。

覚書は、協定書の内容を再確認したものです。

したがいまして、ステップ広場の収益は今までどおりの適切な対応に努めてまいります。
日比谷エリアマネジメントの収支については、毎年6月以降に提出を受け、環境まちづくり部でチェックを行っております。

また、日比谷エリアマネジメントの毎年の収支報告の公開は検討しておりません。

日比谷エリアマネジメントと同様の都市再生推進法人は、ほかに4法人あり、収支状況については、関係法令に従い、必要なチェックを行っております。

最後に、裁判において、100条調査により指摘した事項が認められたということはございません。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の日比谷ミッドタウンに係る訴訟についての御質問にお答えいたします。

当該訴訟につきましては、裁判所を介しての継続的な話し合いにより双方で調書記載事項を確認し、原告が訴えを取り下げたものです。

区と裁判所との話し合いの場に坂田副区長が出席したこともありましたが、特に裁判所から求められたものではありません。

要請書につきましては、裁判所を介して受領する書面としては不適切であるとの考えを裁判所に伝えたものです。

調書につきましては、法令の手続に従って公開されることがあると認識しています。

また、訴訟の終了を遅らせたいと希望したのではなく、検討のための時間をいただきたいと希望したところ、スケジュール調整の結果、そのようになったものです。

区的意思決定につきましては、今後も事案に応じた適正な手続により行ってまいります。

議長／はやお恭一議員。

はやお議員／自席より再質問させていただきます。

まず、私の質問に対して、いつもこういうことで御本人から答弁いただけないのですが、議会は言論の府であります。

言論を戦わせるところです。

あえてお答えしていただかなかったことの理由についてお答えください。

あともう一つは、100条ということについては関係ないよということですが、当事者の陳述等というところの中に書いてある、結局は何で終結をしたかと言ったら、まず一つ、別添1の覚書、そして被告に対しての別添2の先ほどの意見、この上記を鑑みて本件を取

り下げた。

そここのところが何を書いてあるかというところ、結局は別添2の意見書には、千代田区議会100条調査委員会の調査報告書において、千代田区に帰属すべき収益を毀損する結果を招いたことと言えると指摘されていたにもかかわらず、これをちゃんと裁判で言っているんですよ。

そう受け止めたか、受け止めないかはそれは違いますけれども、それで終結しているんです。

だから、そここのことについて、もう一度明確に教えてください。

そして、検討について短かったというお話ですが、実は裁判所のほうからの主導であって、8月の時点からやり取りをやっているんですよ。

十分に議論しているはずなんですよ。

そここのところについては、そうだったはずなのに検討をするために翌年に伸ばした。

まさか、選挙なんてことはありませんよね。

お答えください。

以上3点、よろしく申し上げます。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／はやお議員の再質問、私から2問答弁させていただきます。

まず、なぜ坂田副区長ではないかというところなんですけれども、日比谷エリアマネジメント、先ほど都市再生推進法人ともお話もさせていただきましたが、担当がまちづくりになりますので、私のほうから答弁をさせていただいております。

基本的にはやお議員は質問でも述べられていますけれども、千代田区が得るべき利益を損なっている状態、これを言われているのですけれども、区としては、区は得るべき利益を損なっている状態ではないというふうに考えておりますので、そういったところから私の答弁ともかみ合っていないところなのかなと思っております。

そこら辺は御理解いただければなと思います。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の再質問にお答えいたします。

まず、答弁者につきましては、先ほどまちづくり担当部長からもお話がありましたが、議会において答弁する場合、答弁者については、誰を答弁させるかということにつきましては、それはこちらの首長側の裁量ということが自治法の解説書、また行政***で出ておりますので、それに従った形でやったものでございます。

答弁の内容につきましては、答弁調整会議の中におきまして、区長、もちろん副区長の同

意を得た上で、裁判関係について私、政策経営部長が、それからまちづくりの関係についてはまちづくり担当部長が御答弁するという事で、御答弁いたしました。

それから、検討のためのお時間をいただきたいと希望したということですが、こちらにつきましては、今、議員から御指摘のあったそういう理由ではございませんで、やはり内部で様々に検討する必要があるということで、そのための時間をいただきたいというふうに裁判所のほうにお伝えしたところでございます。

議長／議事の都合により休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番岩田かずひと議員。

岩田議員／2025年第一回定例会一般質問させていただきます。

私が先日、東京地方検察庁で閲覧した資料を議会に報告するとともに、それを基に質問させていただきます。

千代田区のホームページ「官製談合防止法違反について」には、「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」、「再発防止検討報告書の概要」、「入札不正行為再発防止対策に係るアンケート調査結果報告書」が掲載されておりますが、どれも「(議員から)職員へのパワハラ体質」、「議員からの働きかけ」、「議員から職員へのハラスメント行為」、「議員から職員への不正な働きかけ」という言葉が見られ、特に、『千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書』にはこのような言葉が多く書かれ、ことさらに議員からのパワハラが本件の原因であるかのような印象操作をしているように見られます。

しかし、自分が東京地検から入手した資料によりますと、「上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があつて」と判決理由に書いてあります。

区議からは依頼であつて、上司からは命令となっております。

とするならば、本件でパワハラがあつたのであれば、それは議員からではなく、上司からのパワハラであると文脈から読み取れますし、そう考えるのが妥当であります。

そもそも、元副区長と昨年逮捕された元議員がじつこの仲になつたのは、平成29年2月の千代田区長選挙後、そのきっかけは当時の議会が反区長体制であつたため、予算が減額修正されたり決算認定が継続審査となつたりしたことで区の幹部職員の負担が増えたので、議会を円滑に運営する見返り、例えば攻撃的質問を減らさせたり、質問者に対して既に答えているので次の質問をしてくださいとするなどの見返りに入札の予定価格や入札参加社数を教えるようになったと書いてあります。

つまり、意図的に議員に鋭い質問をさせないようにしていたわけです。

この資料は、事件に関わった元副区長や元議員が供述したものを、本人が間違いのないことを申し立てて署名・押印した公の確定記録であります。

さらに、こういったことは何年にもわたり行われてきたとも書かれています。

にもかかわらず、昨年7月の区の報告書にはそれらが反映されず、「本件事件に同副区長が具体的に関与したと認め得る事実は確認できなかった」と結論づけ、幕引きを図ろうとしています。

本件、元副区長の関与について、これまでも度々本会議や委員会で指摘されてきましたが、区は元副区長の関与があったことを認めず、判決理由と異なる答弁をしてきました。

判決文は判決理由が重要であるのに、区は該当部分は前置きに過ぎないとか、公文書である供述調書について「供述内容が事実とは言えない」とあり得ない答弁をしてきました。

こんな答弁やいい加減な報告書で全て終わったことにしてしまおうとするなど決して許されることではありませんし、「それを後押しして早急に事を終わらせようとする議員も仲間なのではないかと疑ってしまう」と多くの区民の方がおっしゃっています。

さらに、この供述調書から、元副区長と逮捕された元議員の意見交換は、千代田区以外の仕切りのある個室のような場所で行っており、当時のまちづくり担当部長である現副区長坂田融朗氏も参加していたと書かれています。

また、東郷元帥記念公園改修工事案件や四番町公共施設案件などでも、元副区長や逮捕された元議員らが関わっていたとも供述しています。

つまり、区と議員とが持ちつ持たれつの状態で、普段から職員らと議員が飲みに行ったりするなどして、必要以上に親しくなり、いわゆるずぶずぶの関係だったと言わざるを得ません。

言うなれば、元副区長や逮捕された元議員、元職員の個人的な犯罪ではなく、組織ぐるみの犯罪であったというのが紛れもない事実であろうと結論づけても過言ではないと言えるのではないのでしょうか。

区のホームページでは、昨年1月24日付で第三者委員会を設置して対応していきたいと考えていますと言っているが、実際には、2月7日に独立性も中立性も担保されない入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議を設置するにとどまっており、これはあたかも公正な調査が行われたように見せかけて、事態の幕引きを図るのが最初から見え見えであったと言う人もいます。

第三者委員会とは、不祥事の原因や経緯などを調査するため、独立した第三者によって組織された委員会です。

日本弁護士連合会は独立した委員のみ自主的なガイドラインを定め、それに従って第三者委員会の構成・運営がなされることが望ましいとする提言を行っています。

第三者委員会の役割は、利害関係者のための調査を実施しそれを対外公表することで、不祥事が発生した組織の信頼と持続可能性を回復することにあります。

このような第三者委員会の性質上、委員は利害関係者ではなく、法令・コンプライアンス・ガバナンスや、調査対象事項に関する専門的知識を有する人から選ぶのが適切と考えられます。

つまり、依頼主に付度した調査になる可能性のある内部調査委員会や検討委員会では、区民は区を信頼できません。

ましてや、その検討委員会のトップが、当該官製談合事件に関与していたのではないかと疑われてもおかしくない坂田副区長では何の解決にもならないであろうと容易に推察できます。

第三者委員会による調査報告は、組織としての独立性・中立性や、調査・検討の客観性を確保しやすいメリットがあり、企業トップや自治体などの不祥事など内部調査委員会の調査では、調査の客観性への疑念が残ると判断される事案では第三者委員会の設置を検討すべきであり、まさしく本件がそれに当たると言えます。

第三者委員会といえば、不祥事を起こしたテレビ局の件で一気に有名になりましたが、当初、第三者委員会を設置しないと述べていたそのテレビ局も、最終的には第三者委員会を設置せざるを得ませんでした。

逮捕者を出していないテレビ局ですら第三者委員会を立ち上げているのに、今回の不祥事で複数の逮捕者を出した千代田区が第三者委員会を設置しないのでは、本当に事実の解明をしようとする気があるのかと思われても仕方ありません。

そこでお尋ねします。

区は、前述の事実が判明した今でも第三者委員会を設置する気がないと区民に言えるのか、お答えください。

利害関係人が入ることができ、独立性も中立性も薄く、当該事件に疑いの名前が挙がっている副区長や委員を選定するについて問題視する向きも多い有識者会議の信頼性に欠けることが明らかになりましたが、その点、区はどのように考えているのでしょうか、お答えください。

また、公文書である供述調書と異なる結論を出した報告書の責任者である区長・副区長の見解をお答えください。

ここまで根が深い事件で、闇の一部が露呈してしまった本件の逮捕劇ですが、区のホームページに繰り返し書かれている「区民の皆様からの信頼回復」に本気で取り組むつもりがあるならば、今からでも第三者委員会を設置すべきですが、区長の考えをお答えください。それでもかたくなに設置しないのであれば、区長の今までの発言やホームページの文言は耳障りのよいお得意のパフォーマンスということになってしまいますので、よく考えてお答えください。

そして、改めて第三者委員会の設置と報告書の再作成を求めます。

最後に、公職選挙法第11条に「選挙権・被選挙権の喪失」に関する条文がありますが、先月2月26日に選挙管理委員会で当該千代田区官製談合事件で逮捕された元議員の名前

が選挙人名簿に記載されているのをたまたま発見しました。

そのことを確認しようと思っていた矢先、今月3月3日、区のホームページに『選挙管理委員会への公民権停止の通知の失念について』が記載されておりました。

そこでお尋ねします。

通知の失念とは何か、お答えください。

ホームページに書かれていた8月1日の事務処理の誤りとは何か、お答えください。

対象者1名とは誰か、お答えください。

区の総合窓口課に、いつ、どこから通知が送られてきたのか、お答えください。

それを選挙管理委員会に送らず、手元に置くと判断したのは誰なのか、お答えください。

その後、どのような判断をして、いつ選挙管理委員会に送ったのか、お答えください。

これまで違法行為が発覚した場合は、各派協議会で情報提供をしてきましたが、全体に知らせず個別議員にのみ情報提供しているのはなぜか、お答えください。

当該公民権停止になった方は、実際に千代田区長選挙及び千代田区議会議員補欠選挙など、どの選挙に投票したのか、いつ、どこの投票所で投票したのかをお答えください。

期日前投票で、当該その方ではないかと思われるような方を見たという人がいるのですが、もしも投票したのであれば、これは問題だと思います。

区長は最終的な責任者として、どのような責任の取り方をするのかも併せてお答えください。

次の質問に移ります。

区内の小中学校では、様々な理由により不登校になってしまった子どもたちがいると思いますが、学校と教育委員会が不登校であることを認めない限り病欠扱いとなり、保健室登校か千代田区教育研究所に登校しないと出席にならないと聞きました。

中学校受験をする子どもは、内申書に影響があるため、苦痛でありながらも無理を押しして登校しなければならないのではないのでしょうか。

不登校の子どものうち約8割は、外出もできないくらい精神的、肉体的な病になっているそうです。

タブレットを児童・生徒に配付しているなら、タブレットを使ったオンライン授業を受ければ出席扱いになるなどの方法は取れないのでしょうか。

外に出られる子や経済的に豊かな子はフリースクールに通うという手もありますが、みんながみんな、それができるとは限りません。

また、学校にいるスクールカウンセラーの直属の上司が校長なので、スクールカウンセラーに話す内容は、そのまま校長に報告されてしまいます。

だとしたら、ここに守秘義務というのではないのでしょうか。

いじめ調査の第三者委員会も設置されにくいのは不正防止の問題ばかり、これも全く同じです。

2020年3月6日の予算特別委員会で自分が質問したときも、「重大事態ということであ

ることであれば、第三者委員会の機能としては本区としてはいじめ問題対策委員会というのを設置しております。それが教育委員会のほうで事務局となって主催をいたしまして、そこでまた話し合いを行うという形になっているところでございますとし、重大事態の定義を児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、そして、いじめによって相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」という答弁だったと思います。

しかも、そのとき被害に遭った子は全治2か月という大けがだったにもかかわらず、そのような答弁だったので、驚きです。

つまり、対策として第三者委員会は教育委員会が事務局のいじめ問題対策委員会というのを設置するのであって、日弁連ガイドラインの第三者委員会を設置するわけではないという考えは当時から今も変わってないのでしょうか。

さらに、各学校にある健全育成サポートチームですが、心理士と弁護士の報酬が教育委員会から支払われるため、そこに雇用関係が発生しているので、まともに機能していないとの批判もあります。

そして、いじめに関しての相談先は教育委員会なので、加害者が教員だった場合は、組織を守るため隠蔽されてしまう恐れがあります。

誰しもが弁護士に相談できるわけではありません。

東京都に子ども基本条例があるので、千代田区に子どもの権利課のようなものがあって、教育委員会や校長と対峙してくれるような機関があるといいのではないかという声も聞かれます。

また、神奈川県では、スクールセクシャルハラスメント防止のためにNPO法人が相談先になっているところもあると聞いております。

千代田区も外部団体の相談先があるとうれしいとの区民の声もあります。

千代田区10階のMIWは、大人の権利についてはやってくれるけれど、子どものことは教育委員会なので、結局は警察が被害届を受理しても、何もしてくれなかった教育委員会に相談しなければならないと、落胆の声もあります。

なので、最後の手として、教室内や校内のあちこちに防犯カメラをつけるしかないのかという声もあります。

防犯カメラをどこまで設置できるのか、区の考えをお聞かせください。

以上質問を終わります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／岩田議員の不登校といじめに関する御質問にお答えいたします。

不登校の児童・生徒一人一人に合った学びの保障や居場所の確保が大切で、学校は、無理な登校を促すのではなく、教室に入らなくても過ごせるスペシャルサポートルームやはく

ちょう教室の通室を紹介するなどして、出席扱いとしています。

また、オンライン授業についても、学習保障の一つの手だてとして実施しており、学校長の判断で出席の取扱いとしております。

次に、スクールカウンセラーについては、児童・生徒を支援していくために必要な情報を取り扱う際に、校長をはじめ教職員と情報を共有する、職務としての報告義務が生じます。

また、情報を共有した全教職員には、集団としての守秘義務が発生します。

次に、いじめ調査の第三者委員会の設置基準についてですが、令和2年当時から変更はありません。

各学校からの報告を徹底し、いじめ重大事態とならないかなど、いじめに関わる対応スキームを確認し、必要に応じて直ちにいじめの調査を適切に実施できるよう、体制を構築しています。

教育委員会としましては、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を原則とした取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら解決に向けて対応してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／岩田議員の公民権停止通知の事務処理に関する御質問にお答えいたします。当該本籍人の刑が確定し、令和6年8月1日に地方検察庁から本区総合窓口課に既決犯罪通知書が送付されました。

戸籍担当は通知された犯歴などの情報を戸籍情報システムに記録し、選挙管理委員会に通知をすべきところ、これを失念いたしました。

これが事務処理の誤りでございます。

通知しないという判断があったものではございません。

犯歴情報については法令等に基づく場合のほか、提供できませんので、ここで当該本籍人の氏名をお答えすることはできません。

いずれにいたしましても、戸籍担当におけるこうした民刑事務は関連法令に基づき適正に行うべきところ、今回のような事務処理の遺漏があったことは大変遺憾であり、事務処理マニュアルの見直しや担当者の教育の徹底、チェック体制の強化など再発防止に努めてまいります。

なお、個人の投票につきましては、申し上げることはできません。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の官製談合防止法違反事件に関する御質問にお答えいたします。

千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書は、公正中立な立場の第三者委員によって構

成される有識者会議の意見を聞きながら、関係者のヒアリングや裁判等で明らかになった事実を基礎にまとめたものであり、改めて調査を行うことは考えておりません。

捜査機関は、議員御指摘の資料以外にも多数の証拠を調べた結果、前副区長については書類送検すらしなかったという結論に至ったものと認識しており、関係者の裁判でも前副区長の共謀は認定されておられません。

区の報告書はこうした公的機関の判断を前提とするものです。

議員の御主張は、区が重大事実を隠蔽しているとの思い込みの下に、多数の証拠のうちの一部を恣意的に取り上げ、一方的な解釈を加えたものに過ぎないとの認識です。

議長／岩田かずひと議員。

岩田議員／岩田かずひと、自席より、再質問させていただきます。

まずいじめのところ。

はくちょう教室にしても結局は外出しなきゃならないというので大変ですよ。

そういうところももうちょっと考えてほしいということです。

あとはいろいろとやっているということですが、いまだにいじめはなくなっていない、これが全てであります。

そして、官製談合事件のところの公民権剥奪のところ。

最後のところで、投票したとしたら区長の責任はと言ったんです。

区長の責任はどうなんですか、これについて答えていないです。

あと、報告書はちゃんとつくっていますというお話ですが、供述調書に明確に元副区長の関与が書かれているんですよ。

じゃあ、もしもこれを区が、まだ今、手元にないと、そういうことなんでしょうが、手元に供述調書が届いた場合、その報告書と違うじゃないかと分かったときには、再度つくり直すのかどうか、再度お答えください。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／岩田議員の再質問にお答えします。

御指摘のとおり、はくちょう教室には通室はしていただいておりますが、御答弁でも申し上げましたとおり、オンライン授業なども活用しながら、出席の扱いを柔軟に取り組んでいるところでございます。

いじめがなくなっていない事実に尽きるという御質問でしょうか。

現状、いじめは存在しますので、それは事実だと思います。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／今回、公民権停止事務処理に関する手続の遺漏についての責任という御指摘でございました。

こちらのほうにつきましては、区長の補助機関として、こうした事務を取り扱う際に今回のような事務処理の遺漏があったということで、現場のほうとしましては、担当に口頭注意をさせていただきつつ、事故報告を人事担当に提出いたしておりますので、その対応の結果を今、担当としては待っているところでございます。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／岩田議員の供述調書に関する再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、捜査機関は、議員御指摘のあった供述調書以外にも、様々な多数の証拠を調べた結果、前副区長については、書類送検すらしないという結論に至ったものというふうに我々は認識してございます。

議員御指摘の供述調書のそのまた一部の記述のみをもって、それが全てというような、そういった解釈を我々は取るとはできませんので、先ほど申し上げたとおり、捜査結果、こちらのほうを尊重したいという考えでございます。

議長／次に、9番小野なりこ議員。

小野議員／令和7年第1回定例会で一般質問させていただきます。

まず、樋口区長におかれましては、多くの区民の信託を受け2期目をお迎えになり心よりお祝い申し上げます。

二元代表制の両輪で区民の皆様が安心して暮らせる区政運営を引き続きお願い申し上げます。

今回は、2事項について質問させていただきます。

まずは、持続的に発展するまちづくりと地域の活性化支援についてです。

町会をはじめとする地域振興支援の重要性は、令和7年度の町会支援プログラムなどからも区が重く受け止められていることが理解できます。

これまでも町会関係者の声を出張所経由やイベント、また、各種アンケートなどを通し、聞いてきた経緯があると認識していますが、その上で改めて声を聞かれる背景には、異なる問題、課題を抱えた町会の事情に寄り添う細やかな支援策が必要だという御判断に至ったものと受け止めています。

ただ、全ての町会を同時にサポートするのは現実的ではないため、緊急度や優先度を整理した上での支援と推察いたします。

町会によっては課題が明確で、取組が活発な町会もあります。

例えば、今後の人手不足の解消やイベント参加者の他世代化などを近隣町会で共有し、協働で知恵を出し合い、企画から運営までを地元中高生に任せる案を伺いました。

背景には子ども縁日など町会イベントは小学生までの対象が多く、中高生は対象が漏れがちであることから企画運営ブース案が浮上したそうです。

同時に、未来を託す若手に今から現場を一緒につくってもらうことで、人手不足の解消と文化継承も視野に入れた有効な取組です。

そのほか、活動が活発な町会は非会員とつながる機会となるイベント告知などをプッシュ型でお知らせすることが効果的との結論で、非会員へのアプローチを増やす手段として公式LINEを検討されているなど、解決策を独自に導き出されています。

それらを踏まえてお伺いいたします。

区の描く地域が活性化されている状態に向けての支援になろうかと思いますが、目指す状態を明文化、または可視化するとしたら、どのような状態でしょうか。

また、現段階で把握されている課題と解決までのマイルストーンはありますか。

町会によっては、ヒアリングよりも具体的な課題解決が明確なところもあると思います。

現段階で問題が明確になっている地域への支援も求められると考えますが、その点についての御見解はいかがでしょうか。

関連して、町会をはじめ、地域コミュニティに参加していない対象者の声を聞くことについてお伺いいたします。

町会をはじめとする地域コミュニティの存在を御存じない方々へのアプローチとして、各地域のイベントがあります。

最近の町会イベントや地域活性化イベントのプログラムにはまちの取組を知ってもらうコンテンツが盛り込まれたり、楽しみながら理解を促進する事例が増えていると感じます。

区としても転入者の窓口として一步踏み込んだ支援を御検討いただきたいところです。

現在は、町会らいふを出張所窓口で御案内中と理解しておりますが、これでは、自分の居住地域の町会の特徴やイベントの開催情報、連絡先にたどり着けません。

いきなり、町会入会は躊躇される場合でも、地域のイベントに気軽に参加し、自分の町を知るところから始められる情報が必要と考えます。

SNSを活用する町会も増えてきました。

情報に直接つながれるSNSのQRコードを配布資料に加えたり、SNSがない町会はホームページや活動紹介のチラシをお渡しする方法でもいいと思います。

町会らいふの表紙にあるとおり、地域の日常での緩やかなつながりは、非常時こそ力を発揮します。

災害時の共助の前提として、防災・減災を念頭に置いた自助の在り方を共有したり、避難所などでの共助の在り方を確認し合ったり、予算案に示されている安全・安心なまちづくりにもつながります。

そこで質問です。

町会をはじめとする地域コミュニティと現在接点のない住民の参画が今後重要になると考えます。

こうした住民の声を聞くなど、アプローチについてはどのようにお考えでしょうか。

御見解を伺います。

続いて、ゼロ・ウェイストに関する取組について伺います。

予算案には、ごみの削減、生ごみ、食品ロスなどの取組が示されています。

いずれも必要なことですが、地域の企業が自主で取り組むゼロ・ウェイストプロジェクトを把握し、区の政策に貢献するプロジェクトは応援するなどし、共に推進することも検討してはいかがでしょうか。

事例の一つに、ランチの使い捨て容器を減らすプロジェクトに取り組む企業があります。未来のゼロ・ウェイストを目指し、まずは働く人が自分事として取り組める取組として、ランチタイムのごみから減らす取組です。

こちらは、会社の敷地内で持ち帰りのお弁当を販売する事業者に、従来の使い捨て容器に加え、リユース容器の選択ができる実証事業に協力を求めたプロジェクトです。

私も試してみましたが、買い手の負担がなく、選択しやすいリユースのランチボックスでした。

こうした取組を地域の企業が一体で取り組むことにより、ごみの削減に大きく貢献します。ただ、こうした取組は各企業のCSR部門やSDGs事業に委ねられ、取組もばらつきがあり、個別化されているのが実情です。

そこで伺います。

千代田区の目指すゼロ・ウェイストを加速させるためにも、既に実施されている貢献度の高い取組の実施やこれから取組を検討する企業への事例の共有や広報を検討してはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

次に、子育て環境の整備支援策についてお伺いします。

登下校時の安全・安心について、防犯カメラの設置が予算案として提示され、子供の安全を見守る手段が増える取組で評価できる施策と受け止めております。

特に、事件や事故の発覚後、犯人特定につながる重要な一助を担う場合もあり、通行人のプライバシーに関する御意見も多少あるようですけれど、一定の抑止力が期待でき、防犯に役立つことは一般化しています。

特に、事件や事故の発覚後、犯人特定につながる重要な一助を担う場合もあり、通行人のプライバシーに関する御意見も多少あるようですが、一定の抑止力が期待でき、防犯に役立つことは一般化しています。

東京都の制度を活用し、公園や通学路に防犯カメラの設置を求める質問や質疑は、飯山議員から令和6年第2回定例会をはじめ、何度か提案されており、区内8校のPTA役員の間でも関心度の高い事業として伺いました。

通学路などへの速やかな防犯カメラ設置は、地域と連携し、しっかり進めていただきたい

と考えます。

関連して、令和6年第2回定例会で、子供の安全を守り、成長を支援する現場対応力について質問しました。

その段階での御答弁は「子供たちの安全・安心を確保することは教育委員会として最優先すべきことと深く認識している」とお示しの上で、主に4点の具体がございました。

1つ目は、「子ども110番連絡会を開催している」ということについて。

2つ目は「「すぐー」での情報発信」。

3つ目はシルバー人材センターに加え区内大学生との連携による通学路の見守り、そして区内警察署などとの連携です。

また、投影しながら御案内した品川の事例や、各家庭から持たせているGPS機能付きの携帯に関しては「GPSについては、文部科学省による通知などを勘案しながら、各学校とGPSの導入について検討を深めている」との内容でした。

そこで伺います。

リアルタイムで助けが必要な場合や、可能な限り即時対応で子供の安全を守る手段の必要性を認識されているからこそその答弁と受け止めておりますが、その後、子供を取り巻く環境の安全な環境整備について進捗はあるのでしょうか、お聞かせください。

最後に、子供の遊び場に関する質問です。

子供の遊び場に関する事業が、各種実証などを経て新規や拡充されている点を踏まえ、お伺いいたします。

過日、文教福祉委員会で報告された、ふじみこどもひろばの運用見直しと、旧九段中学校の拡充は、すぐーでも全校の保護者に周知されたと聞いております。

これまで、区でも成長期に必要な遊び場のニーズ把握を世代別のアンケートなどで実施されたので把握していらっしゃるかと承知していますが、投影資料は独自の保護者アンケート110名のお声を5点に集約したものです。

1つ目は、ボール遊びの場の確保が重要。

2つ目は、千代田区内の遊び場の不足。

3つ目は、健康・成長への影響。

4つ目は、家族や地域社会とのつながり。

5つ目は代替案の提案です。

具体的な御意見には、今後の校庭開放の在り方や今ある遊び場の使い方の工夫、なぜ常設の遊び場が求められるのかなど、当事者ならではの視点は、共感と納得の御意見が多数と感じました。

また、ふじみこどもひろばについては、年間経費を知り得た保護者は、必ずしも継続の意見ではありませんでした。

どちらかと言えば代替案として示されている御意見もございました。

例えば、こちらの今投影中の左下に、ふじみこどもひろばの乳幼児広場についてございま

す。

このとおり、園庭代わりに使っているところの事情を把握した上で、時間帯を区切って小学生も使えるような柔軟な対応というのものがあるのではないかとというような具体的なお声ありがとうございました。

そこで、これらを踏まえ伺いいたします。

現在、様々な遊び場事業が展開されていますが、関係所管の連携や、点在している遊び場事業に関する情報の一元化が必要ではないかと感じます。

せっかくの新規事業や拡充があっても、必要な区民が情報にたどり着かないのでは、目指すラストワンマイルの達成には至りません。

ここにアクセスすれば遊び場情報が丸ごと見えるが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、全体像を庁内で共有し、今後の遊び場事業の漏れやダブりをなくすなど、整理、そして調整の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

さらに、一般的な人口動態の少子化とは異なる可能性が高い本区の状況下で、遊び場需要の見通しや、計画はしつつも柔軟な見直しの遂行の在り方について見解をお示してください。以上、関係理事者の皆様の明快かつ未来の共創に対する積極的な答弁を期待し、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議長／子ども部長。

子ども部長／小野議員の子育て環境、整備支援策についての御質問にお答えします。

まず、子供を取り巻く安全な環境整備の進捗状況についてですが、本年度は区内大学と連携した通学路上等のながら見守りの体制構築や、PTA連絡会を開催し、警察が作成した110番の家に駆け込む際のマニュアルの共有や訓練の実施についての検討、110番の家のマップをすぐーるにて配信し、保護者に改めて情報共有を図りました。

また、令和7年度には、警察や地域の皆様と連携しながら、通学路上の防犯カメラの設置を進めるほか、ながら見守りの協力大学をさらに拡大するなど、子供たちの安全・安心な環境整備に取り組んでまいります。

次に、遊び場事業についてですが、現在、子ども部では区内10か所で実施しているほか、夏休み期間中の小学校の体育館の開放などを行っています。

学校施設の貸し出しについては、子ども部と、一部は地域振興部が担当しております。

また、環境まちづくり部では、一部の公園でボール遊びや花火の利用を可能にするなど、庁内各所管で様々な事業が行われております。

こうしたことから、議員御指摘のとおり、子供の遊び場に関する事業が点在して分かりにくく、情報が十分に伝わっていないことについては、課題であると認識しております。

このため、まずは、庁内で関係課長級の調整を開始し、遊び場に関する情報を共有して重

複や類似した事業を洗い出すとともに、これらを整理して一元化するための取組を進めております。

これらを取りまとめ、遊び場についての情報を区民の皆様に分かりやすく提供してまいります。

また、人口の動向や今後の需要などを見通した遊び場の在り方につきましては、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の有識者会議において、有識者の方の御意見をいただきながら総点検することとしており、引き続き重要課題として鋭意取り組んでいく所存でございます。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小野議員の地域の活性化に関する御質問にお答えいたします。

初めに、地域が活性化されている状態とは、地域に住む人、活動する人々や企業等が交流・連携して地域の課題解決と地域の魅力向上に取り組んでいる状態であると認識しております。

こうした状態を実現するための課題として、地域コミュニティの中核である町会の組織力の強化や運営の持続可能性の向上、裾野の拡大並びに町会以外の新たな多様なコミュニティの発掘と醸成支援、さらには町会と、こうした町会以外のコミュニティの橋渡しをすることが課題であると認識しています。

こうした課題解決に向けたマイルストーンは、現時点で詳細にプロットできておりませんが、まずは、町会に対する理解促進と町会をはじめとした地域コミュニティの支援施策の可視化を図るため、地域コミュニティに関わる区公式ウェブサイトのコンテンツの体系化と充実を図ります。

次に、これまでも様々な機会を通じて町会の実態を把握してきたところですが、オーダーメイド型の町会支援を目指して、令和7年度の前半には町会の実態を改めて確認をしてまいりたいと考えております。

そして、令和7年度中には、オーダーメイド型の新たな町会支援施策や多様なコミュニティの連携・交流施策の見直し、拡充の検討を行い、その実施に向けて、具体の課題解決との御質問もございましたが、令和7年度中に合わせてパイロット的な取組ができないか、今後、議会からも御意見を伺いながら検討をしてまいります。

次に、地域コミュニティとは現在接点のない住民へのアプローチについてお尋ねがございました。

先ほども御答弁申し上げましたが、区の公式ウェブサイトなどで町会や地域コミュニティの理解促進を図る情報提供の工夫をしてまいります。

また、転入の際についてですが、連合町会長協議会等の御意見も伺いながら、町会らいつの改定や転入者地域の町会の情報提供などについて検討してまいります。

また、令和7年度の町会実態調査に合わせて、町会に関心のないという方々の調査の実施についても検討をしております。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小野議員のゼロ・ウェイストプロジェクトについてお答えします。

現在、都内の一般廃棄物の最終処分場の使用可能年数は50年と言われております。

また、東京23区清掃事業一部事務組合の清掃工場は更新時期に来ており、今後の更新費用の増大が予想されております。

さらに、ごみの焼却時には多くの二酸化炭素等を排出するため、危機的な状況にある地球温暖化問題とごみ問題は密接に関連をしております。

こうした状況の下、持続可能な社会を築くためにも、区といたしましては、率先して無駄や浪費をなくして、ごみを出さない、3Rを推進し、焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づけるゼロ・ウェイスト社会の実現を目指しております。

このためには、区が施策を講じるだけでなく、区民や事業者との連携や共同をしていくことが不可欠と認識しております。

御指摘の、地域でのランチ容器のリユース化といった取組を区が後押しすることで、こうした共感が他の地域に広がり、やがては区内全体の大きなムーブメントにつながっていくことが、まさに環境政策に必要なことと認識しております。

今後は、区民からのごみ削減のアイデア募集や事業者とのごみ削減の情報交換の場を設定するとともに、こうした情報を広く区民に発信していくことで、区民と事業者と手を携えながらゼロ・ウェイスト社会の実現に向けて取り組んでまいります。

議長／以上で一般質問を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1から第7を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第8号千代田区職員等公益通報条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関連する条例の規定を整備するものでございます。

本年6月1日から施行いたします。

次に、議案第9号千代田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者を活用するため、特定任期付職員の採用及び給与の特例に関する規定を定めるほか、規定を整備するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第10号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございませう。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務を制限する職員の対象範囲を拡大し、休暇の名称を改めるとともに、介護両立支援制度の請求等に関する規定を定めるほか、規定を整備するものでございませう。

超過勤務の制限に関する改正の一部につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございませう。

高齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきまして、住居手当及び特地勤務手当の支給対象者とするよう、改めるものでございませう。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第12号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございませう。

雇用保険法の一部改正に伴い、就業促進手当に相当する額の失業者の退職手当の支給に関する規定を改めるとともに、地域延長給付に相当する額の失業者の退職手当に係る暫定措置の期間を延長するものでございませう。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第13号千代田区手数料条例の一部を改正する条例でございませう。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴い、同法に規定する者を戸籍事項の証明に係る事務手数料の免除対象者に追加するとともに、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、関連する事務の手数料を改定するほか、規定を整備するものでございませう。

戸籍事項の証明に関する改正につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第24号財産（建物）の取得についてでございませう。

老朽化し、耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するものでございませう。

取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は5189万5000円となっております。

以上、7議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第8号から議案第12号の5議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいま説明のありました7議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第8から第16を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第14号千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設の確保に関する規定を改め、経過措置を延長するほか、所要の改正を行うものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第15号千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保に関する規定を改め、経過措置を延長するとともに、栄養士法の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の食事の提供の特例に関する規定を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第16号千代田区次世代育成に係る手当に関する条例を廃止する条例でございます。

児童手当制度並びに都及び区が提供する妊娠・出産の総合的なサービスの拡充に伴い、条例を廃止するとともに、関連する条例の規定を整備するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第17号千代田区中高生世代応援手当条例でございます。

中高生世代の子育てに係る経済的負担を軽減し、安心して生活できるよう支援することを目的として中高生世代応援手当を支給するため、条例を制定するとともに、関連する条例

の規定を整備するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第18号千代田区子ども医療費助成条例及び千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成及び高校生等医療費助成の対象となる費用の範囲を拡大するほか、規定を整備するものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第19号千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に起因する保険料減免措置を廃止するほか、規定を整備するものでございます。

保険料の算定の特例に関する規定整備につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第21号幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務を制限する職員の対象範囲を拡大し、休暇の名称を改めるとともに、介護両立支援制度の請求等に関する規定を定めるほか、規定を整備するものでございます。

超過勤務の制限に関する改正の一部につきましては公布の日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第22号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

高齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきまして、住居手当の支給対象者とするよう、改めるものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

次に、議案第23号千代田区立少年自然の家条例の一部を改正する条例でございます。

施設の一部用途廃止に向け、使用料の対象範囲を改めるものでございます。

本年4月1日から施行いたします。

以上、9議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第21号及び第22号の2議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいま説明のありました9議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第17を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第20号千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

道路占用料等の算定基礎となる固定資産税の評価替えに伴い、道路占用料、公共溝渠使用料及び公園使用料を改定するほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、都市公園条例の関連する規定を整備するものでございます。都市公園条例の規定整備につきましては本年6月1日から、その他の改正につきましては本年4月1日から施行いたします。

以上、御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思います。が、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第18から第24を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第1号令和6年度千代田区一般会計補正予算第3号を専決処分により決定した件の報告及び承認についてでございます。

ふるさと納税制度の活用の事業において、寄附金額が想定を上回ったことにより、事業に要する予算を補正する必要が生じました。

しかしながら、区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方自治

法第179条第1項の規定に基づき、補正予算を専決処分により決定させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告し、御承認を求めます。

補正前の額、700億7937万9000円に、4億7500万円の予算額を追加させていただきます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、705億5437万9000円となっております。

次に、議案第2号令和6年度千代田区一般会計補正予算第4号でございます。

補正前の額、705億5437万9000円に、55億1427万9000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、国・都補助金等過年度分精算金、物価高騰対策区民の暮らし支援事業、基金積立金等の事業に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、760億6865万8000円となっております。

また、物価高騰対策区民の暮らし支援事業、バリアフリー歩行空間の整備、自転車通行環境整備等につきまして繰越明許費を定めてございます。

次に、議案第3号令和6年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号でございます。

補正前の額、51億4071万4000円に、565万7000円の予算額を追加させていただきます。

内容は、介護予防普及啓発事業及び介護給付費準備基金積立金の事業に要する経費の追加でございます。

この結果、補正後の介護保険特別会計予算額は、51億4637万1000円となっております。

次に、議案第4号令和7年度千代田区一般会計予算でございます。

総額は、753億5305万2000円で、前年度当初予算に比べまして8.3%、57億7743万6000円の増額となっております。

次に、議案第5号令和7年度千代田区国民健康保険事業会計予算でございます。

総額は、65億5311万3000円で、前年度当初予算に比べましてマイナス8.9%、6億3680万2000円の減額となっております。

次に、議案第6号令和7年度千代田区介護保険特別会計予算でございます。

総額は、51億9076万円で、前年度当初予算に比べまして1.0%、5004万6000円の増額となっております。

次に、議案第7号令和7年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算でございます。

総額は、23億4814万6000円で、前年度当初予算に比べまして1.9%、4305万円の増額となっております。

以上、7議案につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／9番小野なりこ議員。

小野議員／ただいまの議案は、いずれも全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

議長／小野なりこ議員の動議に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項本文の規定により、全議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算特別委員会の正副委員長互選のため休憩します。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長に岩佐りょう子議員、副委員長に小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第25から第27を一括して議題にします。

執行機関から報告をお願いします。

副区長。

副区長／報告第1号雉子橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について御説明申し上げます。

令和5年第2回区議会定例会において御議決いただきました雉子橋補修補強工事請負契約につきまして、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、施工内容の変更等による経費

の増のため契約変更するものでございます。

契約金額は39億6228万3000円を、40億7298万8700円に変更いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第2号損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件についてでございます。

九段南三丁目の区道上において、街路樹との接触により車両が損傷した損害賠償請求事件につきまして、相手方に対し、73万9827円を支払うことで和解いたしましたので、御報告するものでございます。

次に、報告第3号専決処分により損害賠償額の決定をした件についてでございます。

特別徴収により徴収した職員の個人住民税の納入を遅延したことにより、4団体に対し、延滞金を納入する義務が生じた件につきまして、合計で7200円の損害賠償額を決定いたしましたので、御報告するものでございます。

以上、3件につきまして御報告いたしました。

よろしくお願い申し上げます。

議長／以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、3月17日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。